

FÉDÉRATION CYNOLOGIQUE INTERNATIONALE (FCI)

Place Albert 1er, 13, B-6530 Thuin (Belgique), Tel: +31.71.59.12.38, fax: +31.71.59.22.29, email: <http://www.fci.be>

INTERNATIONALE RETTUNGSHUNDE ORGANISATION (IRO)

Moosstrasse 21, A-Salzburg, Tel.: +43 662 82 65 26, Fax: +43 662 82 65 26 20

FCI 世界蓄犬連盟 / IRO 世界救助犬連盟

国際救助犬試験規定

IPO-R 2025

Internationale Prüfungsordnung

für

Rettungshundeprüfungen

der



Internationalen Rettungshundeorganisation (IRO)

und der

Fédération Cynologique Internationale (FCI)



FCI / IRO 合同特別作業委員会作成、国際救助犬規定 IPO-R 2025 改正版

IRO 通常総会による当試験規定採用決議 (2024 年 10 月、ザルツブルグ)

FCI 執行委員会による当試験規定採用決議 (2024 年 09 月、アムステルダム)

2025 年 1 月 1 日より有効

序文

当救助犬試験規定は「世界蓄犬連盟」（以下 **FCI** と省略）救助犬委員会及び「世界救助犬連盟」（以下 **IRO** と省略）によって作成、**FCI** 執行委員会及び **IRO** 通常総会によって可決される。

これまで有効であった **FCI** 及び **IRO** 救助犬試験規定の替わりに採用される。

当試験規定は独語にて協議・作成されたものであり、他言語翻訳により解釈問題が発生した場合、原文である独文を規準とする。

当試験規定採用によって得られた経験値や内容の現実性を考慮し、新規定採用後最短 5 年で内容が再検討され、必要に応じ改訂、適合または拡充される。

当試験規定の改訂に当たっては、採用決議権を有する **FCI** 及び **IRO** 担当委員会の正式容認が必要となる。当試験規定は全 **FCI** 加盟国内統括傘団体とその傘下団体及び **IRO** 加盟団体を対象に有効と見なされる。

当規定は各国出動団体より実施される救助犬養成の基盤となるべきであり、世界的なプラットフォームとして機能すべきである。

出動適正を計る試験は各国内及び国際出動団体により独自に設定・実施される。

当規定は実用的な理由から名詞の男性表記形のみ用いるが、女性にも該当する。

目次

第 1 章 一般事項	6
1.1 目的及び実行	6
1.2 一般的な省略記号及び各種定義	7
第 2 章 試験計画及び実行	8
2.1 主催者に対する試験規定要求設定	8
2.2 受験者に対する試験規定要求設定	9
2.3 犬の受験条件	9
2.4 試験会場の特性	11
2.5 試験審査員	11
2.6 「警告」、「中止」、「失格」	11
2.6.1 「警告」	11
2.6.2 「中止」	12
2.6.3 「失格」	12
2.7 試験規定違反行為に対する制裁及び異議申し立て	12
第 3 章 試験内容及び評価	13
3.1 一般規定	13
3.2 評価段階及び点数	13
3.3 種目 B 服従熟練作業の実施要領及び評価法	13
3.3.1 指導手と受験犬の評価法	14
3.3.2 試験課目開始及び終了方法	15
3.3.3 服従熟練作業課目	16
3.3.4 試験課目「作業開始申告及び犬の社会性確認」	16
3.3.5 試験課目「紐付き／紐無し脚側行進」	17
3.3.6 試験課目「常歩行進中の伏臥及び招呼」	19
3.3.7 試験課目「ディスタンスコントロール」	20
3.3.8 試験課目「遠隔操作による 3 姿勢」	21
3.3.9 試験課目「移送」	22
3.3.10 試験課目「平面持来」	23
3.3.11 試験課目「遠隔操作による方向変換」	24
3.3.12 試験課目「状況下における休止」	26

3.3.13	試験課目「トンネル通過」	28
3.3.14	試験課目「一本橋渡り」(固定式木製橋渡り)	29
3.3.15	試験課目「可動式バレルブリッジ」	30
3.3.16	試験課目「水平梯子渡り」	31
3.3.17	試験課目「可動橋渡り」	32
3.3.18	試験課目「深雪足跡追尾歩行」	34
3.3.19	試験課目「雪上移動手段への搭乗」	34
3.3.20	試験課目「遠泳」	35
3.3.21	試験課目「水中物品持来(岸辺より投擲)」	35
3.3.22	試験課目「ボートの乗船」	36
3.3.23	試験課目「サーフボードの搭乗及び移動」	36
3.3.24	試験課目「遠隔操作による水中方向変換」	37
3.3.25	試験課目「水中物品持来(船上投擲)」	38
3.4	種目 A 各嗅覚作業実施要領及び評価方法	38
3.4.1	試験の流れ	38
3.4.2	指導手を対象とする評価項目	39
3.4.3	受験犬を対象とする評価項目	39
3.4.4	告知作業及び種別	39
3.4.4.1	咆哮告知	40
3.4.4.2	ブリングセル告知	40
3.4.4.3	フリー指示告知	41
3.4.4.4	指示告知	41
3.4.4.5	スクラッチング及び進入行動による告知	41
3.4.4.6	単体告知作業	42
第 4 章	国際救助犬足跡追及試験 (RH-F) 嗅覚作業実施要領及び評価方法	42
4.1	「国際救助犬足跡追及前段階試験 (RH-F V)」	最高獲得可能得点 100 点 47
4.2	「国際救助犬足跡追及 A 段階試験 (RH-F A)」	最高獲得可能得点 200 点 47
4.3	「国際救助犬足跡追及 B 段階試験 (RH-F B)」	最高獲得可能得点 200 点 48
第 5 章	国際救助犬広域搜索試験 (RH-FL) 嗅覚作業実施要領及び評価方法	48
5.1	「国際救助犬広域搜索 前段階試験 (RH-FL V)」	最高獲得可能得点 100 点 49
5.2	「国際救助犬広域搜索 A 段階試験 (RH-FL A)」	最高獲得可能得点 200 点 49

5.3	「国際救助犬広域捜索 B 段階試験 (RH-FL B)」	最高獲得可能得点 200 点	50
第 6 章	国際救助犬瓦礫捜索試験 (RH-T) 嗅覚作業実施要領及び評価方法		52
6.1	「国際救助犬瓦礫捜索 前段階試験 (RH-T V)」	最高獲得可能得点 100 点	52
6.2	「国際救助犬瓦礫捜索 A 段階試験 (RH-T A)」	最高獲得可能得点 200 点	53
6.3	「国際救助犬瓦礫捜索 B 段階試験 (RH-T B)」	最高獲得可能得点 200 点	54
第 7 章	国際救助犬雪崩捜索試験 (RH-L) 嗅覚作業実施要領及び評価方法		55
7.1	「国際救助犬雪崩捜索 前段階試験 (RH-L V)」	最高獲得可能得点 100 点	56
7.2	「国際救助犬雪崩捜索 A 段階試験 (RH-L A)」	最高獲得可能得点 200 点	56
7.3	「国際救助犬雪崩捜索 B 段階試験 (RH-L B)」	最高獲得可能得点 200 点	58
第 8 章	国際救助犬マントレーリング試験 (RH-MT) 実施要領及び評価方法		59
8.1	「国際救助犬マントレーリング前段階試験 (RH-MT V)」	最高獲得可能得点 100 点	63
8.2	「国際救助犬マントレーリング A 段階試験 (RH -MT A)」	最高獲得可能得点 200 点	63
8.3	「国際救助犬マントレーリング B 段階試験 (RH -MT B)」	最高獲得可能得点 200 点	63
第 9 章	国際救助犬水難救助試験 (RH-W) 嗅覚作業実施要領及び評価方法		64
9.1	「国際救助犬水難救助前段階試験 (RH-W V)」	最高獲得可能得点 100 点	64
9.1.1	「岸边からの救助ロープ水中運搬」		64
9.1.2	「岸边からの水難者救出牽引」		64
9.2	「国際救助犬水難救助 A 段階試験 (RH-W A)」	最高獲得可能得点 200 点	65
9.2.1	「岸边からの救助器具水中運搬」(救助ロープ、距離 25m)		65
9.2.2	「岸边からの水難者救出牽引」(救助ハーネス、距離 25m)		65
9.2.3	「ボートからの救助器具水中運搬」(救助ロープ、距離 25m)		65
9.2.4	「ボートからの水難者救出牽引」(救助ハーネス、距離 25m)		66
9.2.5	「自走不能ボートの水中牽引」(手漕ぎボート、距離 25m)		66
9.3	「国際救助犬水難救助 B 段階試験 (RH-W B)」	最高獲得可能得点 200 点	66
9.3.1	「岸边からの救助器具水中運搬」(距離 40m)		66
9.3.2	「岸边からの水難者救出牽引」(距離 40m)		67
9.3.3	「ボートからの救助器具水中運搬」(距離 40m)		67
9.3.4	「ボートからの水難者救出牽引」(距離 40m)		68
9.3.5	「自走不能ボートの水中牽引」(距離 40m)		68

第1章 一般事項							
1.1 目的及び実行							
目的	当試験規定集に含まれる各種試験は、個々の犬による救助犬制度内用途に応じた継続育成の参考となる資格付与を目的とする。試験合格は該当救助犬作業部門における救助犬を目指すため、受験時まで実施された訓練が十分成果を上げたことを証明する。当規定集に含まれる各試験合格は、その後出動団体が独自に実施する出動を想定した継続訓練の基礎となる。						
出動適正	出動適正は、あくまでも各出動団体によってのみ試され、言い渡される。出動適正を試すに当たり、特定試験の定期的な再受験、指導手に対する専門知識の要求、無線通信講座や登山体験講座の受講、犬と指導手の年齢制限、体力測定、個人装備品規則、応急救命講座受講等、更なる条件設定を可能とする。						
試験開催	救助犬試験は通年開催可能とする。人と犬の安全や健康が脅かされる恐れがある場合、試験開催を見送る必要がある。 国内一決定行事や世界選手権開催等大規模行事開催に当たり、受験希望者数やタイムスケジュールを考慮し、計画的な受験制限を設けることが可能である。 各部門嗅覚や服従熟練作業のみが実施される「嗅覚作業」や「服従熟練単種目試験」の開催も可能とする。嗅覚作業または服従熟練作業のいずれか「一種目」のみ受験される。訓練手帳には「点数」と「評価」が記載されるが、「単種目受験」である旨の記載が付け加えられなければならない。 訓練手帳への記載例 <table border="0"> <tr> <td>RH-F B</td><td>訓練資格が付与される通常受験</td></tr> <tr> <td>RH-F B, N</td><td>嗅覚作業単種目のみ出場</td></tr> <tr> <td>RH-F B, UO/GW</td><td>服従熟練作業単種目のみ出場</td></tr> </table> 単種目のみ出場の場合、その他の各種試験規定、ドッグショーや展覧会の規定、繁殖や種犬選定試験規定等に則った資格は付与されない。資格取得には「両種目受験と合格」（「嗅覚」と「服従及び熟練作業」）が必須となる。	RH-F B	訓練資格が付与される通常受験	RH-F B, N	嗅覚作業単種目のみ出場	RH-F B, UO/GW	服従熟練作業単種目のみ出場
RH-F B	訓練資格が付与される通常受験						
RH-F B, N	嗅覚作業単種目のみ出場						
RH-F B, UO/GW	服従熟練作業単種目のみ出場						

1.2 一般的な省略記号及び各種定義		
資料関連 設定試験	FCI	世界畜犬連盟 (Fédération Cynologique Internationale)
	LAO	FCI 国内統括団体
	IRO	世界救助犬連盟 (Internationale Rettungshundeorganisation)
	NRO	IRO 加盟国内救助犬団体
	IPO-R	国際救助犬試験規定
	RH-F	国際救助犬足跡追及試験 (Rettungshunde-Fährtenprüfung)
	RH-FL	国際救助犬広域搜索試験 (Rettungshunde-Flächenprüfung)
	RH-T	国際救助犬瓦礫搜索試験 (Rettungshunde-Trümmerprüfung)
	RH-L	国際救助犬雪崩搜索試験 (Rettungshunde-Lawinenprüfung)
	RH-W	国際救助犬水難救助試験 (Rettungshunde-Wasserprüfung)
	RH-MT	国際救助犬マントレーリング試験 (Rettungshunde Mantrailerprüfung)
指導手／犬	H	犬
	HF	指導手
	RH	救助犬
	RHT	救助犬チーム (定義 受験犬と指導手)
	HZ	声符 (Hörzeichen)
	SZ	指符 (Sichtzeichen)
人物	PL	試験実行委員長 (Prüfungsleiter)
	PR	試験審査員 (Prüfungsrichter)
	RA	審査員指示 (Richteranweisung)
	VP	疑似要救助者 (Versteckperson)
	FHL	印跡者 (Fährtenleger)
	TL	トレーラー設定要員 (Trailleger)
専門用語	F	足跡追及作業 (Fährte)
	FL	広域搜索作業 (Fläche)
	GW	熟練作業 (Gewandtheit)
	GS	基本姿勢 (Grundstellung)
	ID	識別物品 (Identifikationsgegenstand)
	L	雪崩搜索作業 (Lawine)
	LH	訓練手帳 (Leistungsheft)
	LVS	雪崩遭難者探知機器 (Lawinen-Verschütteten-Suchgerät)
	MT	マントレーリング作業 (Mantrailing)
	T	瓦礫作業 (Trümmer)
	TO	テクニカル探知 (Technische Ortung)
	UO	服従作業 (Unterordnung)
	W	水難 (本来、水) (Wasser)
試験段階	A	A 段階試験 (Prüfungsstufe A)
	Abt.A	嗅覚作業「試験種目 A」(Abteilung) Nasenarbeit
	Abt.B	服従及び熟練「試験種目 B」(Unterordnung und Gewandtheit)
	B	B 段階試験 (Prüfungsstufe B)
	V	前段階試験 (旧適正試験)

第 2 章 試験計画及び実行	
2.1 主催者に対する試験規定要求設定	
試験開催権	試験開催許可権限は主催団体が属する傘団体（各 FCI 加盟国国内統括傘団体または IRO 加盟団体）にある。試験結果は全 FCI 加盟国代表団体及び各 IRO 加盟団体により相互承認される必要がある。最低 4 名の指導手が、嗅覚作業及び服従及び熟練作業を受験しない限り、試験開催は不可とする。
主催者への要求設定	主催団体は「試験開催ガイドライン」が定める必要人員、物品、ロジスティック手段を有する必要がある。主催団体は試験を単体または他団体と共同開催することが認められる。 「疑似要救助者（VP）」並びに「試験要員（HP）」は審査員補佐であり、常時試験審査員指示を厳守しなければならない。審査員指示に従わない、救助犬の告知作業を誘発する補助行為を行う等の疑似要救助者や試験要員は入れ替えられる必要がある。
試験実行委員長	主催団体は試験開催に当たり、自団体または他団体に所属する、適性を有する試験実行委員長を立てる必要がある。試験実行委員長は試験準備並びに試験実行中、全関連作業を当規定に則り調整、監視する役割を担う。 試験監督は規定に則って適切に各会場を設定する責任を担い、試験開催期間中常時審査員補佐役を務める。
試験開催期間の保証	試験実行委員長は、試験開催を、適切な時期及び形式で、指定された行政担当部局や関連団体に通知する必要がある。
試験実行管理	試験実行委員長には、全管理関連責任を担うため、チェックリストに基づく作業の実施が求められる。
試験要員	試験実行委員長は、必要な専門知識を有する全要員の選定と提供の責任を担う。
タイムスケジュール	試験開始前に、各受験者の作業時間が明確に把握可能なタイムスケジュールを作成・公示することが合理的である。試験開催最低 3 日前までに審査員に提供されるべきである。タイムスケジュール作成に当たり、同一部門及び種目を受験する全救助犬チームが同じ審査員に審査されるよう考慮しなければならない。更に、試験審査員一日当たりの合計評価時間が 9 時間を超過しない方法で設定される必要がある。
試験成績一覧	試験成績の書面化や伝達方法は、国内規定を基準とする。
許容審査単位の厳守	審査員 1 名が 1 日当たり認められる審査可能な最大単位数は、「合計 36 単位」とする。 「種目 A」嗅覚作業 各「国際救助犬 V 段階試験審査単位設定」 = 「1 単位」 各「国際救助犬 A 段階試験審査単位設定」 = 「2 単位」 各「国際救助犬 B 段階試験審査単位設定」 = 「3 単位」 「種目 B」服従及び熟練作業 各「国際救助犬 V 段階試験審査単位設定」 = 「1 単位」 各「国際救助犬 A 段階試験審査単位設定」 = 「1 単位」 各「国際救助犬 B 段階試験審査単位設定」 = 「1 単位」

2.2 受験者に対する試験規定要求設定	
受験申込	指導手は受験申込みを適時に行わなければならない。定時到着が不可能である場合、直ちに試験実行委員長に連絡を取らなければならない。 「受験申込締切り」に関する情報収集は受験者責任とする。 受験する指導手は、それぞれの種目受験に当たり適した服装と装備品を着用・持参しなければならない。
作業開始及び終了申告	審査員の元で実施される作業開始申告は第一試験課目実施前に、作業終了申告は最終試験課目実施後に、長さ約 1m のリードと首輪を装着した犬と共に、基本姿勢にて行われる。 識別や搜索作業用ハーネス、救命胴衣等の装着は、受験する部門の規定が使用を定める、または認める場合のみ認められる。 試験審査員及び試験実行委員長指示は厳守される必要がある。 各指導手は、実施済み作業の評価結果により合格に必要な最低得点に達していない場合でも、全種目作業を終了しなければならない。 試験は、結果発表及び訓練手帳の返却をもって終了する。 受験犬や指導手の急病、負傷等、重大な理由に起因する試験早退は、実行委員長に報告される必要がある。理由なき早退は「失格」とし、訓練手帳に記載される。
動物愛護	主催者国の動物愛護法、安全基準及び環境保護法は厳守されなければならない。 試験開催期間中のいかなる強制行為も禁止とする。犬に対する過剰なプレッシャーを与える行為や粗暴な扱いは当規定「第2章6条」に基づき処罰される。
損害賠償責任	試験中事故が発生した場合、指導手は自身と受験犬の全責任を負う。犬の所有者には、犬が引き起こす全ての人身・物品損害を補償する義務が生じる。そのため、受験前に損害賠償責任保険に加入し、保険締結完了を証明する必要がある。審査員または試験主催者の指示に対し、指導手は任意且つ自己責任にて従わなければならない。
使用可能補助器具	嗅覚作業課題解決に限り、受験犬による搜索作業を戦術的に補佐する下記補助器具の使用が認められる： <u>笛</u>：作業開始前に審査員に各シグナルを聞かせる必要がある。笛の使用は使用可能声符の代わりと見なされるため、声符との兼用は認められない。 <u>水またはスポンジ</u>：嗅覚作業中、作業環境や気象状況によって使用が避けられない場合、審査員許可の上使用が認められるが、告知作業中や直後の使用は原則禁止とする。 <u>MT</u>：<u>GPS</u>は、確認のため、試験開始前に担当審査員に提示される。
使用禁止補助器具	- 嗅覚作業実行時の GPS や記録装置の使用（MT 作業実行時の GPS 使用は例外） - 犬のモチベーションを向上させる各種器具 - 各種餌類

2.3 犬の受験条件	
最低受験年齢	各試験段階受験最低年齢は下記の通りとする。 「国際救助犬試験 V 段階試験」 = 15 ヶ月 「国際救助犬試験 A 段階試験」 = 18 ヶ月 「国際救助犬試験 B 段階試験」 = 20 ヶ月 犬は受験当日必要となる最低年齢を満たす必要がある。
受験犬の個体識別	入れ墨番号またはマイクロチップによる個体識別ができない犬の受験は禁止する。
受験条件	「体高」、「犬種」、「血統書の有無」に関わらず、全ての犬に救助犬試験受験が認められる。 各指導手は、1 日一試験のみ受験が認められるが、一試験行事において最大 2 頭まで指導することが認められる。犬は一試験行事にて「最大 2 つの試験」を受験できるが、最初に受験する試験を完全に終了した後に、次の試験の最初の種目を受験しなければならない。

	各国際救助犬前段階試験受験条件：なし（IRO 加盟団体や FCI 加盟国内統括傘団体独自設定規則を厳守！） 各国際救助犬試験 A 段階試験受験条件：同一嗅覚部門「V 段階試験」合格 各国際救助犬試験 B 段階試験受験条件： 「足跡追及」、「広域」、「瓦礫」及び「マントレーリング」各試験： 「同一部門 A 段階試験」を最低 2 試験、共に最低「総合評価 G-評価」にて合格 「雪崩捜索」及び「水難救助犬試験」：「総合評価 G-評価以上」による、1 回の「A 段階試験」合格 全試験段階の再受験回数には制限は無い。 不合格となった犬の同一部門試験再受験までの最低経過日数は、5 日とする。 最低受験年齢に到達していれば、「最低総合評価 G-評価」による同一部門試験を二回目に合格した翌日に、同一部門次段階試験受験を可能とする（例外：雪崩捜索及び水難救助試験）。 同一犬は、一試験行事内において、複数指導手によって指導されることはできない。 席次が決定される行事の受験においては、犬は、それまでに合格した最も高い試験段階を受験する必要がある。 発情犬は全試験への受験が認められるが、受験までもう一頭の受験犬から隔離されなければならない。試験進行上可能な限り最後に審査される。受胎犬は受胎 21 日目まで、産後犬は産後 75 日経過後の受験が認められる。病犬や伝染病の疑いがある犬は受験不可能とし、試験会場への立入りも禁止とする。
訓練手帳	全受験者は、国内団体交付訓練手帳を常時携帯することが義務付けられ、訓練手帳は該当国 FCI 国内統括傘団体または IRO 加盟団体によって登録されている必要がある。 訓練手帳は受付時に試験事務局に提出されなければならない。試験成績は試験事務局によって記入され、担当審査員によって確認、署名される。 「失格」の場合は、スタンプまたは手書きによる国際的省略記号（dis.）と、失格の理由が記入されなければならない。
予防接種	指導手は、試験実行委員長の求めに応じて、当局指定予防接種の実施を証明する「予防接種手帳」を試験開始前に提出しなければならない。
社会性	試験審査員は、審査開始前から全試験過程において常時受験犬の性格を観察する。 試験審査員は稟性面において明らかに問題を有する犬の作業を中止し、または攻撃的な態度に出る犬に対し失格を言渡し、試験から除外する義務がある。 明確に確認可能な稟性的欠点の定義は下記の通り： - 他者、もう一頭の受験犬に対し攻撃的な態度に転じる犬 - 指導手または試験会場を自主的に離脱する犬
犬の服従心	受験犬の服従心が不足し、指導手によってコントロール不可能となった場合、試験審査員は指導手に対し犬を 3 回招呼する機会を与える。 受験に必要な訓練到達水準が明確に不足な場合や、各試験部門にて課せられる課題実行が犬の明らかな作業意欲不足によって困難であった場合、明らかに指導手コントロール下でない場合、明確な身体的欠点の確認可能な場合、審査員は作業を中止する権限を有する。
受験犬の装着品	瓦礫捜索作業以外、識別ハーネスの装着は認められる。照明器具及び／または鈴の装着は認められる。なお、照明器具とは犬の位置を把握可能にするための小型点滅装置やケミホタルとし、犬自らによる方向確認を補佐する目的とするライトやサーチライトを指すものではない。 首輪は手が加えられていない、市販品の使用が認められる。首輪は犬の首に装着、または指導手によって携帯される。瓦礫捜索作業において首輪装着は禁止されている。 なお、寄生虫対策用医薬首輪の装着は認められるが、適度な余裕を持って犬の首に装着されている必要がある。

2.4 試験会場の特性	
一般事項	試験開催に当たり、試験規定に則って設定された会場の提供が必須となる。 「種目 A 試験会場」への作業実施時間外の立ち入りの是非に付いては、主催者及び担当審査員決断に委ねられる。
安全確保	事故防止のため、各試験会場及び使用器具は試験開催国設定安全基準に適合しなければならない。主催者が提供する試験会場や器具の使用により危険が生じる恐れがある場合、審査員は指導手や受験犬安全確保のため、使用を拒絶する権限を有する。
試験要員	全ての要員は犬の作業中、犬に対していかなる影響も及ぼすことなく中立な態度を維持する必要がある。

2.5 試験審査員	
試験審査員採用条件	各試験は主催者傘団体（FCI または IRO）によって審査資格が付与された審査員によってのみ審査される。起用に当たり主催団体が属する傘団体が定める有効な該当審査員規定が適用される。
一般事項	審査員決断は絶対とするが、規定違反が認められ場合に限り異議申し立てが認められる。予測不能な事態が生じた場合、審査員には試験課目または種目全体の再実施を認める決定権が与えられている。なお、指導手判断による課題再実行は認められない。試験審査員は自ら所有する犬または管理下にある犬の審査を行ってはならない。試験審査員は試験開始前、試験会場設定や全審査領域関連事項を確認し、必要に応じて試験実行委員長と協議した上で修正を行う。必要となる修正が不可能な場合、試験審査員は試験実施の是非に付いて決定する。 審査員は必要な安全対策を講じた服装にて審査を行う。特に瓦礫審査におけるヘルメット装着及び安全靴着用は必須とする。

2.6 「警告」、「中止」、「失格」の定義	
言い渡し	試験審査員によって言い渡される「警告」、「中止」または「失格」は、対象要因が発生した直後に、口頭にて言い渡されなければならない。
2.6.1 「警告」	
言い渡し理由	● 指導手による審査員指示無視 ● 禁止補助行為または、認められるタイミングでの犬を褒める行為以外に嗅覚作業や服従熟練作業中に犬を触る行為を行った場合 ● スポーツマンシップ違反行為を実行した場合 ● 特定試験課目全体または試験課目一部分の実行を拒絶した場合
評価上の対処法	初回警告で「5点減点」され、 第2回目警告で「審査上試験種目全体が中止」と見なされる。
2.6.2 「中止」	
言い渡し理由	● 犬が自主的に会場から離脱し、指導手の最大3招呼声符で指導手の元に戻らない場合 ● 指導手の最大3声符にて指導手に従わない場合 ● 課題解決に十分な事前準備がされていない状態で受験が確認された場合 ● 十分な作業意欲に欠ける場合 ● 稟性的欠点がある場合 ● 指導手及び／または犬の身体機能が限定的であることが確認された場合 ● 第2回目の「警告」が言い渡された場合 ● 作業中、餌や玩具等が使用された場合 ● 第2回目の誤告知が実行された場合

評価上の 対処	「種目中止」とは、中止が言い渡された種目全体が評価上「不合格」と見なされる。中止が言い渡される時点までに獲得した点数から「種目 A」においては「61 点」、「種目 B」においては「31 点」が減点された後、残った点数は有効と見なされる。受験者は、必要に応じて未実施種目の継続受験を行う。
2.6.3 「失格」	
言い渡し 理由	● 指導手に、受験前、受験中または受験後から試験行事終了までに、スポーツマンシップに違反する行為があった場合 ● 指導手が各試験会場または隣接エリアにて強制器具を使用した場合 ● 受験犬が第三者及び／またはもう一頭の受験犬に対し、攻撃的な態度に出た場合 ● 受験犬が疑似要救助者を負傷させた場合 ● 理由もなく試験を早退した場合
評価上の 対処法	失格が言い渡された場合、試験は即座に終了となる。それまでに獲得した全獲得点は無効と見なされる。失格の事実は、原因と共に訓練手帳及び成績一覧に明記される。その後、失格を言い渡した試験審査員により報告書が作成され、IRO 訓練担当理事あるいは FCI 加盟国国内統括傘団体宛に送付される。IRO 訓練担当理事あるいは FCI 加盟国国内統括傘団体は、必要に応じて更なる制裁処置に付いて協議・決定する。IRO、主催団体または FCI 加盟国国内統括傘団体は、試験終了まで予防的な出場禁止処置を言い渡すことができる。

2.7 試験規定違反行為に対する制裁及び異議申し立て	
異議申立	指導手側の「異議申し立て」は、審査員による規定違反行為に対しのみ認められ、審査決定に関しては認められない。規定違反に基づく審査員決断を指導手が不服と感じた場合、当日中の受験作業終了後 30 分以内に不服理由を明記した書面と共に保証金 300 ユーロを異議申し立て表明として試験実行委員長に提出することが可能である。異議申し立てが却下された場合、保証金は主催者収入となる。
異議申立 審議委員会 の構成	異議申し立てを審議する委員会の構成は下記の通りとする。 －試験実行委員長及び担当試験審査員 協議の結果和解に至らない場合、主催団体が属する傘団体に対し報告が行われ、傘団体に最終判断が委ねられる。 地区単位以上の規模の開催行事において、審議委員会の構成は該当行事開催ガイドラインに明記される必要がある。
異議申立 審議の実施 タイミング	審議委員会は、異議申し立てが提出された後直ちに審議を行わなければならない。必要に応じ目撃者証言を考慮することも可能とする。審議委員会決断は絶対とする。

第 3 章 試験内容及び評価	
3.1 一般規定	
評価基準	作業評価は、当規定にて定義されている各評価基準に則って実施される必要があり、「評価」と「点数」が発表される。「評価」に比例する「得点」は、試験課目の作業実行方法を反映しなければならない。 順位が発表される行事において総合獲得得点が同点である場合、「嗅覚作業（種目 A）」に続き、「服従／熟練作業（種目 B）」の順に各種目獲得得点が順位算出基準となる。

	総合評価算出には少数点以下を用いることは認められないが、個々の試験課目を評価するに当たり少数点以下を含む得点を付与してはならないことを意味する訳ではない。各試験種目全体を評価するに当たり、少数点以下の点数が合計得点に含まれる場合、作業全体から受けた印象によって端数は繰り上げまたは、切り捨てられる。 犬が各受験種目において取得可能最高合計得点の 70%以上獲得した場合、「試験合格」とみなされる。 試験結果記録または報告伝達方法は国内独自規定に従って行われる。 全試験課目作業中、基本姿勢におけるミス等（例：基本姿勢実行中の斜めな脚側停座）繰り返し見受けられるミスは、個々の試験課目採点時に重視しすぎないように注意しなければならない。重複ミスは種目総合評価算出時に考慮し、試験結果公表時に作業全体の印象として指摘されるべきである。
--	--

3.2 評価段階及び点数										
点数／評価	点数は 0.5 単位で表示									
	V-評価		SG-評価		G-評価		B-評価		M-評価	
	最高 100%	最低 96%	最高 95%	最低 90%	最高 89%	最低 80%	最高 79%	最低 70%	最高 69%	最低 0%
	5.0	5.0	4.5	4.5	4.0	4.0	3.5	3.5	3.0	0
	10.0	10.0	9.5	9.0	8.5	8.0	7.5	7.0	6.5	0
	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.0	11.5	10.5	10.0	0
	20.0	19.5	19.0	18.0	17.5	16.0	15.5	14.0	13.5	0
	30.0	29.0	28.5	27.0	26.5	24.0	23.5	21.0	20.5	0
	40.0	38.5	38.0	36.0	35.5	32.0	31.5	28.0	27.5	0
	50.0	48.0	47.5	45.0	44.5	40.0	39.5	35.5	34.5	0
	60.0	57.5	57.0	54.0	53.5	48.0	47.5	42.0	41.5	0
	70.0	67.0	66.5	63.0	62.5	56.0	55.5	49.0	48.5	0
	80.0	76.5	76.0	72.0	71.5	64.0	63.5	56.0	55.5	0
	100.0	96.0	95.5	90.0	89.5	80.0	79.5	70.0	69.5	0
	200.0	191.0	190.5	180.0	179.5	160.0	159.5	140.0	139.5	0
	300.0	286.0	285.5	270.0	269.5	240.0	239.5	210.0	209.5	0
3.3 服従熟練作業の実施要領及び評価法										
一般事項	試験審査員は、提供される試験会場や器具が試験規定を満たしていない場合、それらの使用を拒絶する権限を有する。 服従熟練作業実施に当たり適切な規模を有する会場が提供されている必要がある。 雪崩捜索試験：適切な規模を有する平坦な、全面または部分的にローラーで圧雪されたまたは除雪された積雪会場を使用する。									
マーキング	マーキングは、該当実施要領説明または略図に基づき印される。試験審査員の会場確認後に器具配置及び試験課目実施順序が決定される。特に「状況下の休止」、「群衆作業」及び各遠隔作業設定にて重視される。審査員との調整により各試験課目開始位置が決定される。 歩数表示がある場合、一步約 0.7m とする。									
試験課目の抽選及び実施順序	V 抽選は実施されない A、B 試験開始前に各試験課目実施順番が抽選によって決定され、全受験者を対象とする実施順序とする。試験課目「試験開始申告及び犬の社会性確認」に続く「紐付き／紐無し脚側行進」が第一及び第二試験課目として、「状況下の休止」は最終試験課目として実施されなければならない。各熟練試験課目は「ひとまとめ」として抽選対象となる。各熟練作業実施順序は担当試験審査員によって決定される。下記各試験課目実施順序は抽選によって決定される。									

	- ディスタンスコントロール - 平面持来 - 移送 - 遠隔操作による方向変換 - 全熟練試験課目作業（梯子、バレルブリッジまたはスイング、トンネル） 各水難救助試験の服従熟練作業においては抽選が実施されない。
3.3.1 指導手と受験犬の評価法	
指導手対象 評価項目	- 指導手態度 - 指導手と犬の調和 - スポーツマンシップに則った作業態度も評価に反映される。 指導手による開脚姿勢は原則過ちと見なされ、試験課目評価が減点される
犬対象 評価項目	作業意欲、服従性、操作性、機動性、フィットネス、持久力及び作業全体印象も評価対象となる。
声符と指符	試験課題実行を促す声符または指符選定は指導手判断に委ねられるが、基本的に短くなければならない。犬名の発声は一声符使用と見なされる。 試験課目全体または試験課目の一部実行に当たり、犬が「1 追加声符及び／または指符」を必要とした場合、試験課目総合評価または該当試験課目部分は「2 評価減評」される。受験犬が器具を用いた作業を拒絶した場合、該当試験課目評価は「0 点」とする。器具を用いた作業や、競技課目会場における作業やり直しは認められない。 試験課題実行に当たり、犬が「2 追加声符及び／または指符」を必要とした場合、試験課目評価は「M-評価」とする。3 声符にて犬による課題実行に至らない場合、該当「試験課目作業」は「中止」され、該当試験課目得点は「0 点」とする。 次の声符発声または指符使用まで「約 3 秒間」を空ける必要がある。声符、指符いずれか一つのみ使用するか否かは、指導手判断に委ねられる。なお、声指符を使用する場合、同時に発せられる必要がある。違反行為が確認された場合、試験課目全体評価を対象として相応の減点がされる。使用が認められる声符や指符の未使用は評価に影響を及ぼさない。
補助行為	追加や重複声符及び体符の使用、その他隠された補助行為は相応の減点がされる。
試験課目の 作業展開	犬は自然な歩度で指導される必要がある。犬は指導手膝位置に合わせ、注意深く、嬉々とした態度で、指導手と間隔を詰め、指導手進路を妨げること無く前進しなければならない。指導手が停止した場合、犬は自主的に、間隔を詰めた状態を維持しながら進行方向に向かって停座姿勢に移行しなければならない。
指定姿勢へ の移行方法	声符または指符に対し犬は躊躇無く、集中力を途切らせること無く、真っ直ぐ且つ迅速に指定姿勢へ移行する。
反転ターン 及び作業終了 基本姿勢	指導手による 180 度反転ターンは、左向きにその場にて実行される。なお、犬による実行方法は 2 通り認められる。 ● 犬は指導手後方を右回りで回り込む ● その場にて 180 度左反転ターン 犬による作業終了基本姿勢への移行は指導手側にて直接的に、または指導手後方小回りで実行されることが認められる。
重複する誤 行動の評価 上の扱い	全課目作業中、基本姿勢における過ち等繰り返し見受けられるミスは、個々の試験課目採点時に重視しすぎないように注意しなければならない。重複ミスは種目総合評価算出時に考慮し、試験結果公表時に作業全体の印象として指摘されるべきである。

3.3.2 試験課目開始及び終了方法			
試験課目 実施要領	服従熟練作業の各試験課目は、審査員指示により基本姿勢から開始され、試験課目終了基本姿勢を以て終了する。		
	基本姿勢において受験犬は指導手左側面にて指導手との間隔を詰めた且つ進行方向に向いた状態で、右肩甲骨を指導手左膝位置に合わせ停座する。前記停座実行方法と異なる停座実行は相応の減点がされる。		
	審査員指示無しで指導手が作業中に静止位置を変更した場合、規定上他の行動が要求されない限り、試験課目作業は相応の減点とする。		
	犬は全試験課目課題を嬉々とした態度にて、迅速に実行する。		
	犬は各作業開始基本姿勢及び作業中の停止時に実行される基本姿勢を声符または指符無しで自主的に実施すべきである。		
	各熟練試験課目作業は原則、対象器具直前約 2 歩手前における作業開始基本姿勢により開始され、試験課目実施要領にて別途定義されない限り、対象器具の通過後器具を後にした地点における試験課目終了基本姿勢にて終了する。		
	試験課目作業終了後、犬を短い間褒める行為は認められる。		
正面停座から基本姿勢実行を促す声符に対し犬は直接的に、或は指導手後方を小回りするいずれかの方法で左脚側停座に移行することが認められる。			
3.3.3 服従熟練作業の実施要領及び評価法			
F、FL、 T、MT	前段階試験「V」	A 段階試験	B 段階試験
	1. 作業開始申告 10 点 2. 紐付き脚側行進 15 点 3. 行進中の停座及び招呼 10 点 4. 遠隔操作による 3 姿勢 15 点 5. 状況下における休止 10 点 6. 移送 10 点 7. 遠隔操作による方向変換 10 点 8. トンネル通過 10 点 9. 一本橋渡り（固定式） 10 点 100 点	1. 作業開始申告 5 点 2. 紐無し脚側行進 10 点 3. ディスタンスコントロール 15 点 4. 平面持来 10 点 5. 移送 10 点 6. 遠隔操作による方向変換 15 点 7. 可動式パレルブリッジ 10 点 8. 水平梯子渡り 10 点 9. トンネル通過 5 点 10. 状況下における休止 10 点 100 点	1. 作業開始申告 5 点 2. 紐無し脚側行進 10 点 3. ディスタンスコントロール 15 点 4. 平面持来 10 点 5. 移送 10 点 6. 遠隔操作による方向変換 15 点 7. スウィング 10 点 8. 水平梯子渡り 10 点 9. トンネル通過 5 点 10. 状況下における休止 10 点 100 点
L	前段階試験「V」	A 段階試験	B 段階試験
	1. 作業開始申告 10 点 2. 紐付き脚側行進 15 点 3. 行進中の停座及び招呼 10 点 4. 遠隔操作による 3 姿勢 15 点 5. 状況下における休止 10 点 6. 移送 10 点 7. 遠隔操作による方向変換 10 点 8. 深雪足跡追尾歩行 10 点 9. 雪上移動手段への搭乗 10 点 100 点	1. 作業開始申告 5 点 2. 紐無し脚側行進 10 点 3. ディスタンスコントロール 15 点 4. 平面持来 10 点 5. 遠隔操作による方向変換 10 点 6. 移送 20 点 7. 状況下における休止 10 点 8. 深雪足跡追尾歩行 10 点 9. 雪上移動手段への搭乗 10 点 100 点	1. 作業開始申告 5 点 2. 紐無し脚側行進 10 点 3. ディスタンスコントロール 15 点 4. 平面持来 10 点 5. 移送 10 点 6. 遠隔操作による方向変換 20 点 7. 状況下における休止 10 点 8. 深雪足跡追尾歩行 10 点 9. 雪上移動手段への搭乗 10 点 100 点
W	前段階試験「V」	A 段階試験	B 段階試験
	1. 遠泳 20 点 2. 作業開始申告 10 点 3. 紐付き脚側行進 10 点 4. 遠隔操作による 3 姿勢 15 点 5. 状況下における休止 10 点 6. サーフボードの搭乗及び移動 15 点 7. 移送 10 点 8. ボートの搭乗 10 点 100 点	1. 遠泳 20 点 2. 作業開始申告 5 点 3. 紐無し脚側行進 5 点 4. ディスタンスコントロール 10 点 5. 移送 10 点 6. 状況下における休止 10 点 7. 水中物品持来(岸辺より投擲) 10 点 8. サーフボードの搭乗及び移動 10 点 9. 遠隔操作による水中方向変換 10 点 10. ボートの搭乗 10 点 100 点	1. 遠泳 20 点 2. 作業開始申告 5 点 3. 紐無し脚側行進 5 点 4. ディスタンスコントロール 10 点 5. 移送 10 点 6. 状況下における休止 10 点 7. サーフボードの搭乗及び移動 10 点 8. 遠隔操作による水中方向変換 10 点 9. 水中物品持来(岸辺より投擲) 10 点 10. ボートの搭乗 10 点 100 点

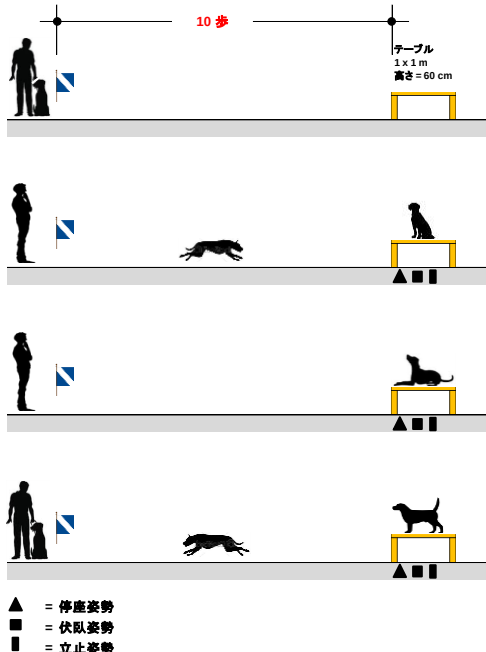
3.3.4 試験課目 「作業開始申告及び犬の社会性確認」	
設定試験	全試験部門服従熟練作業に設定
	●停止 ○群衆行進開始 □群衆停止
使用可能声指符	「基本姿勢を促す」1 声符または指符 「脚側行進開始／再開を促す」1 声符または指符 「個体識別（マイクロチップ）検査」実施時に 1 声符または指符
全段階試験	受験犬二頭はリードを装着した状態のままで試験課目作業を行う。
試験課目設定	適切な会場内地点にて半径 2m と 3m の円によって群衆用マーキングを付けることが推奨される。群衆は内円内にて行進し、指導手は外円の外側を行進することにより指導手と群衆間の間隔は 1m となる。 群衆は要員 3 名と受験中である犬 2 頭の内 1 頭とその指導手によって構成される。 群衆は時計回りにて円を描き、担当審査員または試験実行委員長指示にて動作を開始または停止する。
実施要領	試験審査員または試験実行委員長指示にて救助犬指導手 2 チームが作業開始申告地点に向かう。申告実施地点に到達次第、紐付き状態にある犬は自主的に基本姿勢に移行する。続けて作業開始申告とマイクロチップ確認が行われる。その後、犬の社会順応性が群衆内にて試される。いずれかの受験犬が群衆犬の役割を担い、もう片方の受験犬は実施要領図に従って作業を行う。作業実施後、交替する。 受験犬が群衆内に進入する前に審査員指示にて群衆は一旦静止する。 受験チームは基本姿勢より常歩にて、反時計回りで指導手が伴う犬が群衆犬と直接すれ違うよう、円を描きながら行進中の群衆外側を通過する。 その後救助犬指導手チームは自発的に静止するが、群衆は最低群衆要員 1 名と群衆犬が受験チームを通過するまで円を描き続ける。審査員指示にて群衆は静止する。 続けて受験犬を伴う指導手は群衆内に進入し、群衆犬を伴う指導手と群衆要員 1 名の外側を八の字を描きながら通過した後、群衆中央地点にて一旦静止する。続けて受験チームは新たな審査員指示にて円を再度描きながら動き出す群衆外へと行進する。 作業終了後、二つの受験チームは役割を交替し、群衆要員と群衆犬の役割を担った受験チームが同じ実施要領に基づき試験課目作業を実行する。 二つの受験チームがそれぞれ群衆作業を終えた後、片方の受験チームは休止実施地点へ、もう片方は「紐付き」または「紐無し脚側行進」作業開始地点へ向かう。
評価方法	群衆内にて受験犬はリードが弛ませた状態で指導され、社会順応性を立証する必要がある。散漫な集中力や追加声符／指符使用は相応の減点とする。 受験犬が攻撃的な態度に転じた場合または群衆犬や他者に対し攻撃を行った場合、「失格」が言い渡される。

3.3.5 試験課目 「紐付き／紐無し脚側行進」	
設定試験	「紐付き脚側行進」国際救助犬 RH-F、FL、T、W の各国際救助犬前段階試験 「紐無し脚側行進」国際救助犬 RH-F、FL、T、W の各国際救助犬 A と B 段階試験
使用可能 声指符	「脚側行進を促す」1 声符または指符。 各再開時や歩度変換実行時の使用も認められる。
紐付き実施	犬はリードを装着した状態で試験課目作業を行う。
紐無し実施	犬はリードを装着しない状態で試験課目作業を実行する。
実施要領	試験審査員指示にて試験課目作業が開始される。その他、「各反転ターン」、「右左折」、「停止」、「歩度変換」等、全作業課題は審査員または試験実行委員長による指示無しで、指導手自己判断にて実行されなければならない。 試験課目作業開始後、救助犬指導手チームは会場中央線上を約 50 歩停止すること無く「常歩」にて前進する。その後、反転ターン実施後更に「常歩」にて 10～15 歩進んだ地点にて最低 10 歩の「速歩」に続いて「緩歩」で 10 歩前進する。 「速歩」から「緩歩」への歩度変換時には、減速用歩数を用いてはならない。各歩度が明確に異なるよう、犬と指導手は実行速度を変化させなければならない。 この後、救助犬指導手チームは「常歩」にて数歩進み、歩度を変えること無く「第一屈折」を実行し、続く直線上を 20～25 歩進み、第二屈折実行後更に直線上を 25～30 歩進む。その後、「反転ターン」を実行し「常歩」にて 10～15 歩前進した地点において基本姿勢にて停止する。 基本姿勢より「常歩」にて 10～15 歩進んだ地点にて「屈折」を行い、続けて「常歩」にて 20～25 歩進み、会場中央線上に到達次第再び基本姿勢に移行する。

実施要領図	LW = 左折 RW = 右折 KW = 反転ターン 杜と牝の休止実行地点及び指導手待機位置は例であり、会場の特性に応じ設定されるべきである。
評価方法	犬が指導手前方を行進する、側面へ反れる、後退る、停座実行速度が遅いまたは躊躇した停座実行、リードが常時張った状態での保持、犬の萎縮した態度や追加声指符使用と指導手による体符実行は相応の減点がされる。

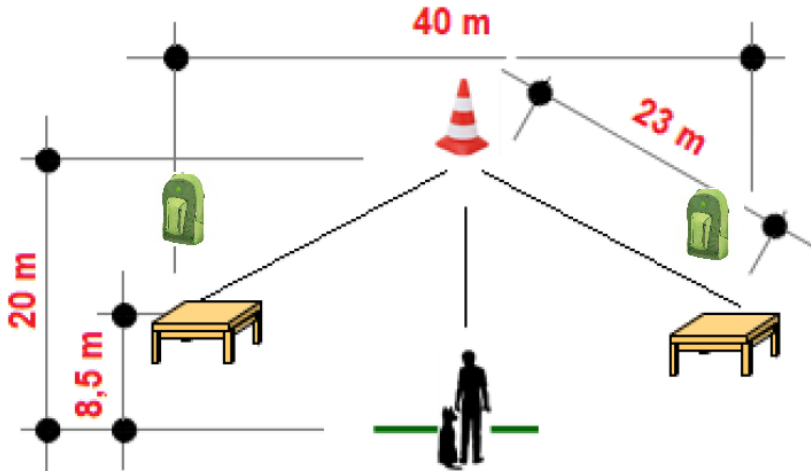
3.3.6 試験課目 「常歩行進中の停座及び招呼」	
設定試験	国際救助犬試験 RH-F、FL、T、L、MT の各国際救助犬前段階試験
会場設定	作業開始地点は試験審査員によって選定される。
実施要領図	第一段階 第二段階 第三段階 常歩 30 歩 常歩 10～15 歩 作業開始地点
使用可能 声指符	「脚側行進を促す」1 声符または指符 「停座実行を促す」1 声符または指符 「招呼実行を促す」1 声符または指符 「基本姿勢実行を促す」1 声符または指符
実施要領	指導手は基本姿勢から紐無し状態にある犬と共に脚側行進を開始し、10～15 歩進んだ地点で「停座を促す」1 声符または指符によって、犬は進行方向に向いた状態で即座に「停座姿勢」に移らなければならない。停座指示を発するに当たり指導手は歩度を変更したり振り向いたりすることなくそのまま約 30 歩進み、停止後落ち着いた状態で停座姿勢を維持する犬の方へ向き直る。 審査員指示にて指導手は「招呼を促す」1 声符または指符で犬を招呼する。犬は早い歩度にて嬉々とした態度で指導手に近づき、距離を空けること無く正面停座を実行する。約 3 秒後、指導手による「基本姿勢を促す」1 声符にて犬は作業終了基本姿勢に移り、当試験課目作業を終了する。
評価方法	「停座を促す」声符または指符使用で犬が「伏臥」または「立止姿勢」に移行した場合、「5 点減点」とする。 試験課目展開部分の誤行動、遅い停座実行速度、落ち着きのない停座姿勢実行、遅い招呼実行速度、正面停座や試験課目終了基本姿勢実行時の誤行動や、指導手による追加声符使用や体符実行は相応の減点がされる。

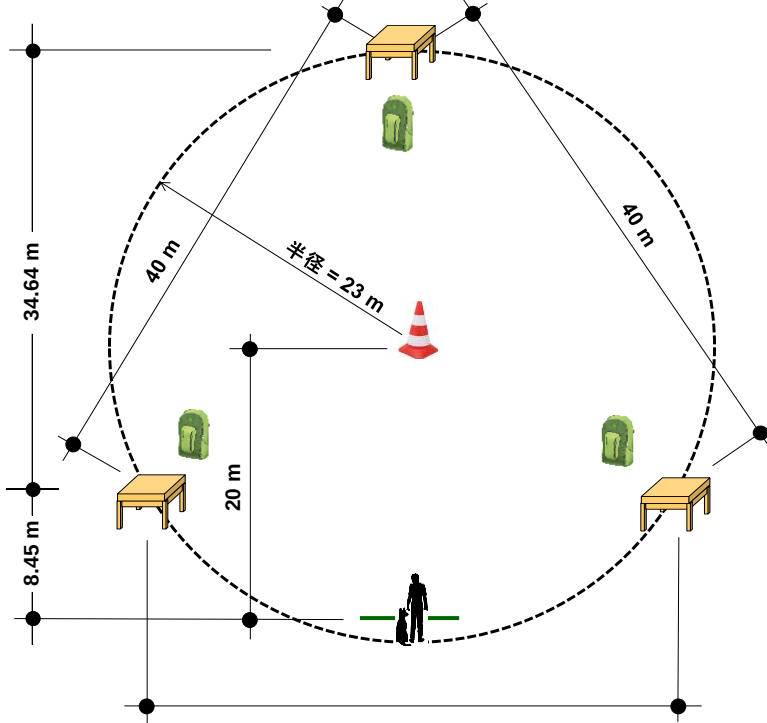
3.3.7 試験課目 「ディスタンスコントロール」	
設定試験	国際救助犬 RH-F、FL、T、L、MT、W の各国際救助犬 A 及び B 段階試験
実施要領図	「国際救助犬 A 段階試験」において「停座⇒招呼⇒伏臥⇒招呼」、「国際救助犬 B 段階試験」において「停座⇒招呼⇒伏臥⇒立止⇒招呼」の順で実施される。
使用可能 声指符	国際救助犬 A 段階試験 「脚側行進を促す」1 声符 「停座を促す」1 声符または指符 「招呼を促す」1 声符または指符 「伏臥を促す」1 声符及び／または指符 国際救助犬 B 段階試験 「立止を促す」1 声符及び／または指符 「招呼を促す」1 声符または指符 「基本姿勢を促す」1 声符または指符

実施要領	基本姿勢より指導手は紐無し状態にある犬を伴い前進する。約 10～15 歩進んだ地点において、指導手は立ち止まることも振り向くことも無くそのまま前進を続けると同時に、犬に対し「停座を促す」1 声符または指符にて犬を停座姿勢に移行させる。指導手は約 40 歩前進した地点において静止し、犬の方に向き直る。続いて指導手は「招呼を促す」1 声符または指符で犬を招呼する。犬は迅速な速度にて嬉々とした態度で指導手に向かうべきである。招呼実行距離の中間地点に到達した犬に対し「伏臥を促す」1 声符及び／または指符を掛け、即座に犬に「伏臥姿勢」を実行させる。		
A 段階試験	続く審査員指示にて指導手は「招呼を促す」1 声符または指符にて犬を招呼する。		
B 段階試験	審査員指示にて犬は指導手による「立止を促す」1 声符及び／または指符にて「立止姿勢」に移る。更なる審査員指示にて指導手は犬に対し「招呼を促す」1 声符または指符を発し、犬に招呼作業を実行させる。		
A、B 段階試験共通	犬は嬉々とした態度で速い歩度にて招呼作業を実行し、指導手との距離を詰めた位置にて約 3 秒間正面停座を実行した上、続く指導手による「基本姿勢を促す」1 声符または指符にて作業終了基本姿勢に移行する。		
評価方法	犬による「第一回招呼」と「第二姿勢実行地点」までの距離が規定距離を 10 歩以上超過した場合、当試験課目部分の評価は「最大 B-評価」とする。		
	国際救助犬 A 段階試験 各試験課目部分の配点	F、FL、T、MT	W
	第一部「基本姿勢」、「展開部分」、「静止と停座姿勢実行維持」	6 点	4 点
	第二部「招呼」、「静止と伏臥姿勢実行維持」	5 点	3 点
	第三部「招呼」、「正面停座」及び「作業終了基本姿勢実行」	4 点	3 点
	国際救助犬 A 段階試験 各試験課目部分の配点	F、FL、T、MT	W
	第一部「基本姿勢」、「展開部分」、「静止と停座姿勢実行、維持」	6 点	4 点
	第二部「招呼」、「静止と伏臥姿勢実行維持」	5 点	3 点
	第三部「立止姿勢実行、維持」「招呼」「正面停座と作業終了基本姿勢」	4 点	3 点
3.3.8 試験課目 「遠隔操作による 3 姿勢」			
設定試験	国際救助犬 RH-F、FL、T、L、MT、W の各国際救助犬前段階試験		
課目設定	RH-F、FL、T、L、MT の各国際救助犬前段階試験 - 当課目姿勢変更作業はテーブル上で行われる - テーブル外寸法：面積 100cm×100cm、高さ 60cm		
			

使用可能 声指符	「飛び乗りと静止を促す」1 声符及び／または指符 「姿勢変更を促す」1 声符及び／または指符（姿勢変更時毎に使用可能） 「招呼作業実行を促す」1 声符または指符 「基本姿勢実行を促す」1 声符または指符
実施要領	指導手は犬と共にテーブルから約 10 歩の地点にて基本姿勢を取る。その地点より指導手は声符または指符で犬をテーブルに向かわせ、飛び乗らせる。犬は躊躇なくテーブルに飛び乗り、静止する。 テーブル上（または地面より高い地点）にて下記各姿勢が実行される： 「停座」、「伏臥」、「立止」 実施順序は指導手判断に委ねられる。 試験課目終盤、審査員指示にて犬は指導手によって招呼される。正面停座を実行した後、続く指導手による 1 声符で基本姿勢に移行し、当試験課目作業を終了する。
RH-F, FL,T, MT,W 前段階試験	姿勢変更作業はテーブル上で行われる。
RH-L V	姿勢変更作業は雪の塊、積雪がある自然な高所またはテーブル（外寸法 100×100cm、高さ 60cm）上で行われる
RH-W V	姿勢変更作業はサーフボードまたは「パドルボード」上で行うことも可能とする。
評価方法	特定姿勢が実行されない場合、誤実行された場合、または犬が飛び乗った後に静止しなかった場合、該当部分作業は、 国際救助犬 RH-F、FL、T、L、MT 各試験の場合は「4 点減点」、 国際救助犬 RH-W 試験の場合は「3 点減点」される。 試験課目作業終了前に犬が実施場所から離脱した場合、試験課目全体評価は「M-評価」と見なされる。躊躇する飛び乗り、遅い招呼実行速度、正面停座及び当試験課目終了基本姿勢実行ミス、指導手による追加声符や体符使用は相応の減点とする。
3.3.9 試験課目 「移送」	
設定試験	国際救助犬 RH-F、FL、T、L、MT、W の各国際救助犬試験
課目設定	- テーブル 1 脚または台 - 引き渡し地点マーキング - 作業終了地点マーキング
実施要領図	国際救助犬前段階試験（V）専用実施要領図
使用可能 声指符	基本姿勢よりテーブル上への「飛び乗りを促す」1 声符及び／または指符 「招呼作業実行を促す」1 声符または指符 「基本姿勢実行を促す」1 声符または指符
実施要領	移送要員 1 名が待機する。 指導手は基本姿勢より「テーブル飛び乗りを促す」1 声符及び／または指符にて犬をテーブルに飛び乗らせ、テーブルから抱え上げた後 10 歩前進し、移送要員に引き渡す。移送中、犬は尾を自由に動かせる必要がある。 指導手は基本的に自ら犬を移送しなければならない。指導手自ら移送を実行できない場合、試験要員が犬をテーブルから抱え上げ、移送と引き渡し作業を行う。この場合、指導手は要員と並歩し、引き渡し作業後、未実施作業を行う。

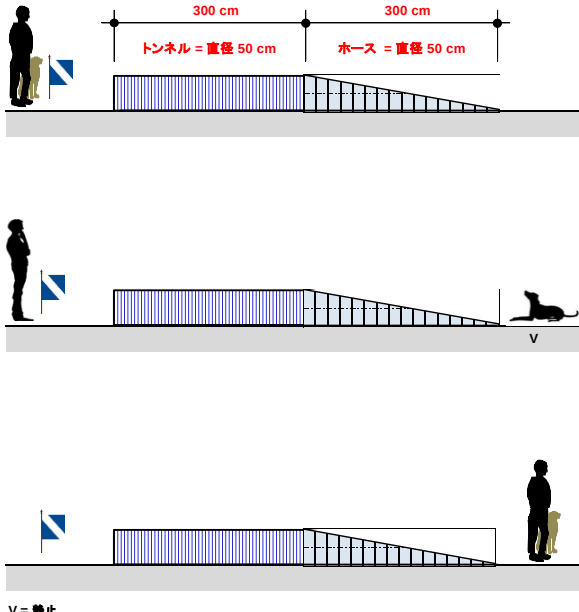
前段階試験	その後、要員は犬の頭部を指導手側に向けた状態で指導手と共に約 10 歩並歩しながら移送する。移動中、指導手は受験犬に話しかけることが認められる。 要員が犬を地面に降した後、指導手は犬を伴い基本姿勢にて当試験課目作業を終える。
A 及び B 段階試験	受験犬が移送要員に引き渡された後、移送要員は犬を更に 10 歩移送し静止した後、犬を地面に降ろす。 審査員指示にて指導手が 1 声符で招呼実行を促すまで犬は着地点にて待機する。犬は招呼声符に従い嬉々とした態度で素早く指導手に向かい指導手との間隔を詰めた状態にて、正面停座を実行する。犬が正面停座を約 3 秒間実行した後、指導手は 1 声符により犬と共に基本姿勢にて当試験課目を終える。
評価方法	犬の非協力的な態度、移送中落ち着きのない態度、軽く唸るまたは抱え上げ時や地面に降ろされる際に回避行動を実行した場合、相応の減点とする。 犬が移送中に飛び降りた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。 犬が移送要員によって地面に降ろされた後、試験審査員指示前に立ち位置から離脱した場合、当試験課目獲得可能最高評価は「最大 B-評価」とする。
3.3.10 試験課目 「平面持来」	
設定試験	国際救助犬 RH-F、FL、T、L、MT、W の各国際救助犬 A 及び B 段階試験
課目設定	当試験課目作業開始地点は試験審査員によって決定される。
使用可能声指符	「持来実行を促す」1 声符または指符 「物品引き渡しを促す」1 声符または指符 「試験課目終了基本姿勢を促す」1 声符または指符
持来物品	最大で靴の大きさの木製、皮製、軽金属製、布製、プラスチック及び／またはこれら材質から成る混合材等、最低 5 種類の指導手を使用する物品が用意される。 マタイ棒、玩具や類似品等は「指導手実用品」の定義から外れる。手に加えられた物品（紐で巻かれた手袋等や他組み合わせあった物品）の使用は禁止されている。 最大外寸法に関する推奨：長さ 10cm～25cm、幅 5cm～10cm、厚み 3cm～6cm、形状が筒状の物品の場合、直径は 3cm～6cm であるべきである。 適切でない物品： ● ガラス、磁器、割れやすい物品 ● 加圧容器（スプレー缶等） ● 液体入り容器 ● ペースト状内容物等を含むチューブ等 ● 種別関係なくプラスチック容器全般 ● 重量があり過ぎる、軽すぎる物品（200 グラム以下、500 グラム以上） 複数回使用により変形または破壊されない物品の使用が推奨される。下記例を参照： ● 軟化プラスチック、革や麻製筆箱（可能な限り内容物を含むべきである） ● 木製小型手ほうき ● 衣類用エチケットブラシまたは靴磨き用ブラシ ● プラスチック製庭靴／木製靴も可 ● 身体洗い用プラスチックまたは木製ブラシ ● 革製、プラスチックまたは麻製の小型工具入れ ● プラスチック、ゴムまたは鉄やアルミ製懐中電灯 ● 小型パスタ棒 上記以外の物品使用には審査員許可が必要とする。
A 段階試験	指導手は主催者提供物品の中から使用する物品を自ら選定する。
B 段階試験	審査員は、試験開始時に、受験者全員によって使用される物品を選定する。
実施要領	作業開始直前に、受験犬を伴う指導手は、作業開始地点近くに設定されている物品配置地点へ物品を取りに行き、作業終了後に同地点に戻さなければならない。

	指導手は、基本姿勢より使用物品を約 10 歩離れた地点へと投擲する。指導手は、物品が完全静止してから「持来を促がす声符」を掛けることが認められる。 指導手左側にて紐無し脚側停座中の犬は「持来を促す」1 声符または指符に従って物品着地地点へと素早く向かい、物品を即座に咥え上げ、往路と同等の速度にて指導手の元へ最短経路で持来しなければならない。 犬は、指導手正面にて指導手との距離を詰めた正面停座を実行し、短時間を置いた後「受け渡しを促がす」1 声符にて物品を受け渡すまで保持する。 「脚側停座を促がす」1 声符にて犬は脚側停座に移り、指導手と共に作業終了基本姿勢を取る。 犬が当試験課目作業実行中、指導手は終始立ち位置を変更してはならない。
評価方法	減点される誤実行と見なされる犬の行動 - 物品着地地点へ向かう速度が遅い、または最短距離にて向かわない - 咥え上げ時の誤行動 - 持来速度が遅い、または最短経路で持来が実行されない - 一旦咥え上げた後に使用物品を落とす - 使用物品で遊ぶ、または咬み返しをする行為 物品投擲距離不足やいかなる指導手補助行為も相応の減点がされる。 全作業終了前に指導手が立ち位置を変更した場合、当試験課目は「0 点」とする。受験犬が使用物品を持来しない場合、当試験課目は「0 点」とする。
3.3.11 試験課目 「遠隔操作による方向変換」	
設定試験	国際救助犬試験 RH-F、FL、T、L、MT の各国際救助犬試験
前段階試験 課目設定	 - F、FL、T、MT 試験の場合：テーブルを使用、L 試験の場合はリュクサックかバケツ - 作業開始地点マーキング 1 ヲ所 - 作業開始地点並び、互いに 40m 間隔に設定してあるテーブル、リュクサック - またはバケツ 2 個
使用可能 声指符	国際救助犬前段階試験（Ⅴ）における使用可能声符 「指定地点到達を促す」1 声符及び／または指符 「静止を促す」1 声符及び／または指符 「招呼実行を促す」1 声符または指符 「基本姿勢実行を促す」1 声符または指符
使用可能 声指符	国際救助犬 A 及び B 段階試験における使用可能声符 「中央地点到達を促す」1 声符及び／または指符 「静止を促す」1 声符または指符 「テーブルまたはリュクサック／バケツ（雪崩搜索試験）到達を促す」1 声符及び／または指符（対象物へ向かわせる毎に 1 回使用可能）

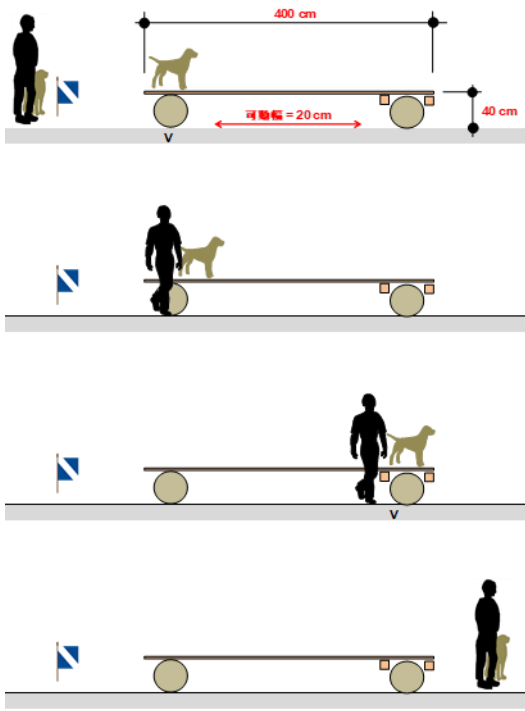
	テーブル 3 個それぞれへの「飛び乗りと静止」、または「リュックサック／バケツ（雪崩搜索試験）隣接地点における静止を促す」1 声符 「招呼作業実行を促す」1 声符または指符 「基本姿勢実行を促す」1 声符または指符
A 及び B 段階試験 課目設定	 - F、FL、T、MT 試験はテーブル、 L 試験の場合はリュックサック／バケツを使用 - 各テーブル高は 60cm、歩行面積 100×100cm、滑り止め施行は可。 - 「テーブル、「リックサック」または「バケツ」は紐で巻かれるまたはマーキングされることは認められない。 - 会場中央地点マーキング 1 ヲ所 国際救助犬 B 段階試験のみ実施 到達順序を決定するための抽選用カードを準備
到達順序	国際救助犬前段階、A 段階試験：審査員に対し指導手が犬の到達順序を伝える。 国際救助犬 B 段階試験：指導手毎に抽選が実施される。
実施要領	国際救助犬 RH-F、FL、L、MT 各前段階試験（V）の実施要領 指導手は作業開始地点において紐無し状態にある犬と共に基本姿勢を取る。審査員指示にて指導手は立ち位置を変更すること無く犬を「会場中央マーキングへ向かわせる」1 声符及び／または指符で約 20m 離れた明確に印された「中央地点」へ向かわせる。犬が指定地点に到達次第、指導手は犬に対し「静止を促がす」1 声符または指符を発し、静止させる。静止実行時間は最低 3 秒間とする。 指定静止時間経過後、指導手は犬を「指定地点に向かわせる」1 声符及び／または指符で指示した「第一テーブル」（雪崩搜索試験（L）の場合はリュックサックかバケツ）に向かわせ、「飛び乗り」と「静止を促す」各 1 声符で犬をテーブルに跳び乗らせ、静止させる（雪崩搜索試験（L）の場合は設定目標物に向かわせる）。 続いて指導手は 1 声符及び／または指符にて犬を次の「テーブル」（雪崩搜索試験（L）の場合はリュックサックかバケツ）に向かわせ、各 1 声符にて登らせ、静止させる。

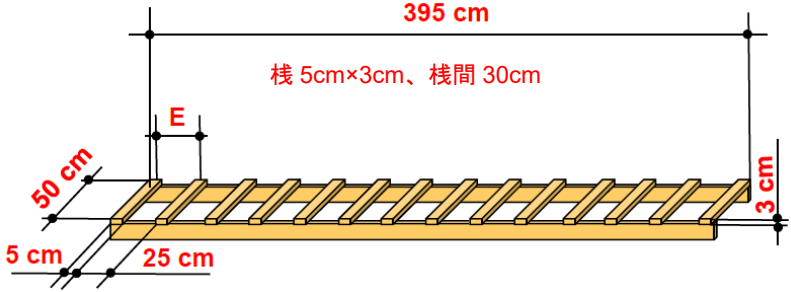
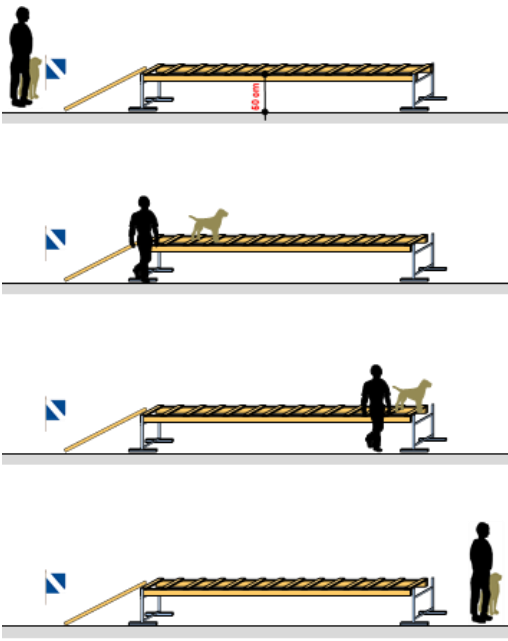
	「第二指定テーブル」遠隔操作作業終了後、指導手は「招呼を促がす」1 声符または指符で犬を招呼し、指導手と密着した形で正面停座を実行させる。続く「基本姿勢を促がす」1 声符または指符で犬と共に最終基本姿勢に移り、当試験課目作業を終了する。 国際救助犬 RH-F、FL、L、MT 各国際救助犬 A 及び B 段階試験の実施要領 指導手は作業開始地点において紐無し状態にある犬と共に基本姿勢を取る。審査員指示にて指導手は立ち位置を変更すること無く犬を「中央地点到達を促す」1 声符及び／または指符で約 20m 離れた明確に印された「中央地点」へ向かわせる。犬が指定地点に到達次第、指導手は犬に対し「静止を促がす」1 声符または指符を使用し、静止させる。静止地点における静止実行時間は最低 3 秒間とする。 指定静止時間経過後、指導手は犬を「指定地点到達を促す」1 声符及び／または指符で指示した「第一指定テーブル」（雪崩搜索試験（L）の場合はリュックサックかバケツ）に向かわせ、「飛び乗り」と「静止を促す」各 1 声符で犬をテーブルに跳び乗らせ、静止させる（雪崩搜索試験（L）の場合は設定目標物に向かわせる）。 続いて指導手は 1 声符及び／または指符にて犬を次の「指定テーブル」（雪崩搜索試験（L）の場合はリュックサックかバケツ）に向かわせ、声符にて登らせ、静止させる。同要領で「第三指定テーブル」（雪崩搜索試験（L）の場合は設定目標物に向かわせる）に向かわせ、静止させる。 「第三指定テーブル」遠隔操作作業終了後、指導手は「招呼を促がす」1 声符または指符で犬を招呼し、指導手と密着した形で正面停座を取らせる。続く「基本姿勢を促がす」1 声符または指符で犬と共に最終基本姿勢に移り、当試験課目作業を終了する。 「会場中央マーキング」及び各指定テーブル上にて犬は約 3 秒間静止する。指導手は立ち位置を変更すること無く、必要に応じ犬に向かわせる方向に向かって身体を向き直し示すと共に同方向に向かって片足を一步踏み出すことが認められる。																								
評価方法	会場中央マーキングに到達しない場合、抽選決定された犬による各指定範囲到達順序無視または指導手が立ち位置を離れた場合、当試験課目は「M-評価」とする。 減点される誤実行と見なされる行動： - 指示されたテーブルや範囲への躊躇しながらの前進態度 - 最も理想とされる到達ラインからの大きな離脱 - テーブルへ躊躇しながらの跳び乗り - 指示テーブルや範囲からの早期離脱 - 躊躇しながら指示姿勢に移行する - 遅い招呼実行速度及び正面停座実行 - 指導手補助や複数声符使用 - 試験課目終了基本姿勢移行時の誤行動																								
	<table><tr><td>試験課目部分配点</td><td>F/FL/T/MT (A/B 段階)</td><td>L (A/B 段階)</td><td>F/FL/T/MT (V 段階)</td></tr><tr><td>中央地点</td><td>3 点</td><td>4 点</td><td>—</td></tr><tr><td>第 1 テーブル（リュックサック／バケツ）</td><td>3 点</td><td>4 点</td><td>4 点</td></tr><tr><td>第 2 テーブル（リュックサック／バケツ）</td><td>3 点</td><td>4 点</td><td>4 点</td></tr><tr><td>第 3 テーブル（リュックサック／バケツ）</td><td>3 点</td><td>4 点</td><td>—</td></tr><tr><td>開始基本姿勢、移動、正面停座、終了基本姿勢</td><td>3 点</td><td>4 点</td><td>2 点</td></tr></table>	試験課目部分配点	F/FL/T/MT (A/B 段階)	L (A/B 段階)	F/FL/T/MT (V 段階)	中央地点	3 点	4 点	—	第 1 テーブル（リュックサック／バケツ）	3 点	4 点	4 点	第 2 テーブル（リュックサック／バケツ）	3 点	4 点	4 点	第 3 テーブル（リュックサック／バケツ）	3 点	4 点	—	開始基本姿勢、移動、正面停座、終了基本姿勢	3 点	4 点	2 点
試験課目部分配点	F/FL/T/MT (A/B 段階)	L (A/B 段階)	F/FL/T/MT (V 段階)																						
中央地点	3 点	4 点	—																						
第 1 テーブル（リュックサック／バケツ）	3 点	4 点	4 点																						
第 2 テーブル（リュックサック／バケツ）	3 点	4 点	4 点																						
第 3 テーブル（リュックサック／バケツ）	3 点	4 点	—																						
開始基本姿勢、移動、正面停座、終了基本姿勢	3 点	4 点	2 点																						
3.3.12 試験課目 「状況下における休止」																									
設定試験	国際救助犬 RH-F、FL、T、L、MT、W の各国際救助犬試験																								
課目設定	牡及び牝用にそれぞれ印された休止地点。休止中の犬から熟練器具との距離は最低 10m、牡と牝の休止地点間の距離は最低 6m とする。																								
使用可能声指符	「休止実行を促す」1 声符または指符 「休止伏臥姿勢から停座姿勢移行を促す」1 声符または指符																								

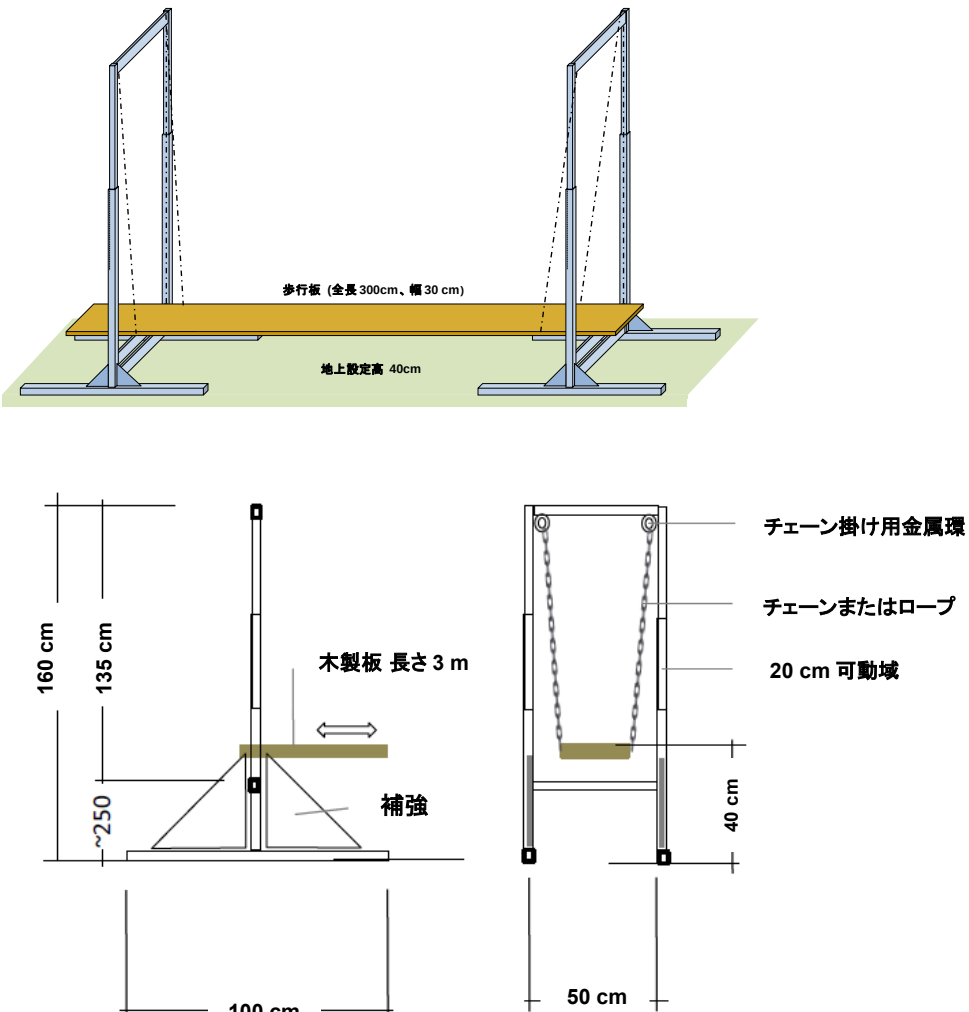
実施要領	試験課目「作業開始申告及び犬の社会順応性」終了後、もう一頭の受験犬の服従熟練作業開始前に、指導手は紐無し状態にある犬を伴い審査員に指示されたマーキング地点にて基本姿勢へ移る。審査員指示にて「休止を促がす」1声符または指符にて犬を休止させ、いかなる物品も犬の元に残すこと無くその場を去る。審査員指示にて指導手は犬の元へ戻り、犬の右側面にて静止する。新たな審査員指示で、「脚側停座を促がす」1声符または指符にて犬を脚側停座させる。指示に対し犬は、素早く正確な停座位置に移行する。
評価方法	犬が伏臥姿勢に移行せず、休止実行地点より離れること無く立止または停座を実行した場合、当試験課目全体に対し「5点減点」される。 国際救助犬前段階試験（V） 続けて指導手は犬から審査員が指示する 20 歩離れた待機位置へ向かい、犬の方向に向き返り、落ち着いた状態で静止する。 - もう一頭の受験犬が「第二」から「第四試験課目」実行中（水難試験の場合は「第三」から「第四試験課目実行中」）、休止中の犬は指導手によるいかなる関与も受けること無く落ち着いた状態で休止姿勢を維持する。もう一頭の受験犬による「第四試験課目」作業終了後、審査員指示にて指導手は犬による休止作業の終了を促す。もう一頭の受験犬がその他未実行試験課目作業を実行中、休止作業実行を終えた犬の指導手は、休止地点または審査員に指示された地点にて犬と共に待機を開始する。待機中の犬にリードを装着することが認められる。 - もう一頭の受験犬の第二試験課目終了後に休止中の犬が休止地点から 3m 以上離脱した場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。 - もう一頭の受験犬の第二試験課目終了前に休止中の犬が休止地点から 3m 以上離脱した場合、当試験課目は「0点」とする。 国際救助犬 A 段階試験 続けて審査員が指示する指導手は犬から 40 歩離れた待機位置へ向かい、犬に背を向けた状態で静止する。 もう一頭の受験犬が各試験課目作業を終えた段階で審査員指示にて指導手は犬の休止作業終了を促す。 - もう一頭の受験犬が「第二」から「第九試験課目」実行中（雪崩搜索試験の場合は「第二」から「第六試験課目実行中」、水難救助試験の場合は「第三」から「第五試験課目実行中」）、休止中の犬は指導手によるいかなる関与も受けること無く落ち着いた状態で休止姿勢を維持する。 - もう一頭の受験犬が第四試験課目終了後に（雪崩及び水難救助試験の場合は「第三試験課目終了後」）休止中の犬が休止地点を 3m 以上離脱した場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。 - もう一頭の受験犬が第四試験課目終了前に（雪崩及び水難救助試験の場合は「第三試験課目終了後」）休止中の犬が休止地点から 3m 以上離脱した場合、当試験課目は「0点」とする。 国際救助犬 B 段階試験 指導手は犬の視野外にある会場内指定地点に向かう（視界遮蔽壁等）もう一頭の受験犬が各試験課目作業を終えた段階で審査員指示にて指導手は犬の休止作業終了を促す。 - もう一頭の受験犬が「第二」から「第九試験課目」実行中（雪崩搜索試験の場合は「第二」から「第六試験課目実行中」、水難救助試験の場合は「第三」から「第五試験課目実行中」）、休止中の犬は指導手によるいかなる関与も受けることも無く落ち着いた状態で休止姿勢を維持する。

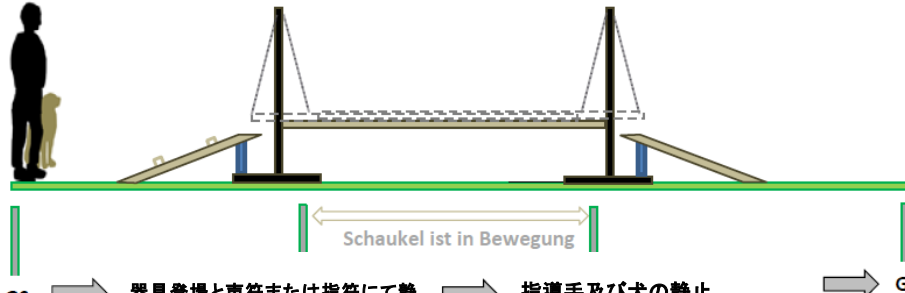
	- もう一頭の受験犬が「第四試験課目」終了<u>後に</u>（雪崩及び水難救助試験の場合は「第三試験課目終了後」）休止中の犬が休止地点から 3m 以上離脱した場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。 - もう一頭の受験犬が第四試験課目終了<u>前に</u>（雪崩及び水難救助試験の場合は「第三試験課目終了後」）休止中の犬が休止地点から 3m 以上離脱した場合、当試験課目作業は「0 点」とする。 落ち着きのない集中力が散漫な休止態度、早過ぎる立止または停座姿勢への自主的な移行または指導手が犬の元へと向かう途中に犬が指導手に向かって歩き出す行動は当試験課目の相応の減点がされる。 追加声指符や体符使用、指導手による落ち着きのない態度やその他隠された補助行為は相応の減点がされる。
3.3.13 試験課目 「トンネル通過」	
設定試験	国際救助犬 RH-F、FL、T、MT の各国際救助犬前段階試験 国際救助犬 RH-F、FL、T、MT の各国際救助犬 A 及び B 段階試験
使用可能声指符	「通過を促す」1 声符及び／または指符 「静止を促す」1 声符または指符 「基本姿勢を促す」1 声符または指符
実施要領	紐無し状態にある犬を伴う指導手は器具手前にて基本姿勢を取り、「通過を促す」1 声符及び／または指符で犬はトンネル内を安定して通過する。 犬が器具を通過し終えた直後、「静止を促す」1 声符及び／または指符にて即座に静止する。続く審査員指示にて指導手は犬の元へと進み、「基本姿勢を促す」1 声符または指符で基本姿勢にて犬と共に当試験課目作業を終了する。
評価方法	不安げな、躊躇する及び／または落ち着きのない急いトンネル進入と通過は相応の減点とする。 犬が自主的にトンネルを離れない場合や、通過後の指導手による声符または指符にて静止しない場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。
試験課目設定及び実施要領図	 V = 静止 試験課目開始地点 トンネル 前半部分は固定式（直径 0.50m、長さ 3m）、後半部分は柔らかい素材からなるチューブ状（長さ 3m）

3.3.14 試験課目 「一本橋渡し」(固定式木製橋渡し)	
設定試験	国際救助犬 RH-F、FL、T、MT の各国際救助犬前段階試験
使用器具	木製固定式一本橋は固定された支柱 2 個とそれら支柱に固定されている全長約 4m、幅約 30cm の歩行用板から構成される。各支柱は渡り板左右端下部に設定される必要がある。歩行板の代わりに類似する頑丈な構造体の使用が認められる。
使用可能声指符	「登乗を促す」1 声符及び／または指符 「静止を促す」1 声符 「歩行再開を促す」1 声符
実施要領	紐無し状態にある犬を伴った指導手は器具手前で基本姿勢に移行する。 指導手による「歩行を促す」1 声符及び／または指符にて犬は一本橋に飛び乗り、続く指導手による「静止を促す」1 声符で進行方向に向かった状態にて即座に静止する。 試験審査員指示にて指導手は犬の静止位置まで前進し、「歩行再開を促す」1 声符または指符を使用し、犬を器具を渡し終えさせ、適切な距離にて共に基本姿勢に移るまで並歩する。作業終了基本姿勢実施地点にて犬は指示無し停座実行により指導手と共に試験課目終了基本姿勢にて当試験作業を終える。 受験犬は器具板全長を怖がるまたは飛び跳ねること無く歩行し終えなければならない。
評価方法	一本橋前半部分より犬が飛び降りた場合、当試験課目は「0 点」とする 一本橋後半部分より犬が飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。 不安定な、躊躇する及び／または落ち着きのない速い歩行、指導手の前方や後方を歩行する場合は相応の減点とする。
実施要領図	

3.3.15 試験課目 「可動式バレルブリッジ渡し」	
設定試験	国際救助犬 RH-F、FL、T、MT の各国際救助犬 A 段階試験
使用可能 声指符	「登乗を促す」1 声符及び／または指符 「静止を促す」1 声符 「歩行再開を促す」1 声符または指符
実施要領	紐無し状態にある受験犬を伴った指導手は器具手前にて基本姿勢を取った後、「飛び乗りを促す」1 声符及び／または指符に従い犬は可動式バレルブリッジに飛び乗り、続く指導手による「静止を促す」1 声符にて即座に歩行方向に向いた状態にて静止しなければならない。 審査員指示で指導手は受験犬側面まで進み「歩行再開を促す」1 声符または指符で犬と並歩し、器具末端まで進む。 到達次第、犬は自発的に静止する。更なる審査員指示にて指導手は「歩行再開を促す」1 声符または指符で犬と共に器具を後にした上、数歩離れた地点にて静止し、犬に指示無し停座をさせ、共に当試験課目終了基本姿勢へ移行する。 犬は器具板全長を怖がるまたは飛び跳ねること無く歩行する。
評価方法	躊躇または落ち着きのない器具への飛び乗り、不安そうな歩行、躊躇する、怖がる、跳ねる動作及び／または落ち着きのない早い器具通過、並歩する際に指導手前方を歩くまたは遅れる、躊躇した姿勢移行、器具末端未到達は相応の減点がされる。
実施要領図	 可動式バレルブリッジは同等の大きさの樽（直径 40cm）及び長さ約 4m、幅約 30cm の渡り板から構成される。渡り板は、犬が渡り板を通過時約 20cm に及ぶ可動領域が生じるよう設定される必要がある。 同一外寸法及び可動性を有する類似構造体の使用は認められる。例：固定式杭 2 個と可動式そりから成る構造体。

3.3.16 試験課目	「水平梯子渡り」
設定試験	国際救助犬 RH-F、FL、T、MT の各国際救助犬 A 及び B 段階試験
使用可能 声指符	「梯子への登乗と歩行を促す」1 声符及び／または指符 「基本姿勢を促す」1 声符または指符
実施要領図	 長さ 4m の支柱梯子、段中央地点から隣接段中央地点間の距離 30cm、段幅 5cm、段の合計本数 14 本、梯子左右端の下部に設置されるそれぞれ高さ 50cm の支柱 2 本。登乗用スロープ：長さ 1.2m、幅 50cm、登乗を補佐するスロープの設定は認められる。安定度の高い構造で、梯子と強固に固定される必要がある。 
実施要領	指導手は紐無し状態にある犬と共に器具前方において基本姿勢をとる。「梯子への登乗と歩行を促す」1 声符及び／または指符で犬は登乗用スロープを経て水平梯子上を自発的に最終棧に両前肢が到達するまで渡り切り、静止する。 国際救助犬 A 段階試験 指導手は犬の前肢が最初の棧に接した時点から、犬や器具に触れることなく、犬と共に梯子側面を進む。最終棧に犬が達した後、指導手は犬を抱えて上げ、地上に降ろした後「基本姿勢実行を促す」1 声符または指符で犬と共に当作業終了基本姿勢に移る。 国際救助犬 B 段階試験 犬が自主的に梯子末端の最終棧に到達するまで指導手はそのまま静止し、審査員指示にて待機中の犬の元へと進む。指導手は犬を抱えて上げ、地上に降ろした後、「脚側停座を促す」1 声符または指符で犬と共に当作業終了基本姿勢に移る。

評価方法	犬が器具前半部分で飛び降りた場合、当試験課目得点は「0点」とする 器具前半部分を超えてから犬が飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。 犬が最終桟到達後器具から飛び降りた場合、当試験課目は「最大B-評価」とする。 犬が桟の間から落ち、指導手のいかなる補助も無しで自主的に器具に再度上ることに成功した場合、部分評価が実施され、該当部分の評価は「M-評価内」とする。 歩行すべき各桟以外の支柱を数歩踏んで前進した場合、相応の減点がされる。 梯子上を前進する際に、犬が主に支柱を踏んで前進した場合や、歩行練度が著しく低い場合、当試験課目は「M-評価」とする。自信のない態度、躊躇及び／またはせわしない歩行、指導手前方または後方での歩行、躊躇しながらの特定姿勢実行、梯子の末端未到達等の場合は相応の減点がされる。
3.3.17 試験課目	「可動橋渡し」
設定試験	国際救助犬 RH-F、FL、T、MT の各国際救助犬 B 段階犬
使用器具	同寸法と可動性を有する類似構造物の使用は認められる。 

	 GS → 器具登場と声符または指符にて静 → 指導手及び犬の静止 → GS GS = 基本姿勢 → 声符または指符で歩行再開 → 声符または指符で歩行再 器具の構成： - 全長約 3m、幅約 30cm の渡り板 - 左右に各 1 個の支柱構造物（渡り板とそれぞれ固定する構成を有する）。 - 渡り板の地上設定高は 40cm とする。 乗降板： - 木製板 2 枚（長さ約 1.5m、幅約 30cm） - 乗降板上部面の設定高は地上から 35cm - 乗降補助用段設置は認められる 可動橋は支柱 2 個とそれぞれ支柱とロープまたはチェーンで固定されている渡り板と、乗降用板一枚ずつから構成される。渡り板は自由に可動可能となる方法で支柱に固定される。 同一外寸法を有し、渡り板による左右前後方向への可動域を保障する類似器具の使用も認められる。 前後可動域を 25cm に限定する設定が認められる。
使用可能 声指符	「登乗と歩行を促す」1 声符及び／または指符 「静止を促す」1 声符 「歩行再開を促す」毎に 1 声符または指符
実施要領	指導手は紐無し状態にある犬を伴い、可動橋手前地点にて基本姿勢に移る。指導手による「器具へ登ることを促す」1 声符及び／または指符にて犬は乗降板を経て可動橋に乗り、続く「静止を促す」1 声符で即座に静止する。 訓練審査員指示にて指導手は犬の側面地点まで進み、「歩行再開を促す」1 声符または指符にて犬と並列しながら渡し板の反対側まで進み、共に立ち止まる。 審査員指示により、指導手は「歩行再開を促す」1 声符または指符を用いて、犬と共に器具より数歩離れた地点まで更に並列しながら前進し、犬に対し指示を用いることなく犬と共に作業終了基本姿勢に移行する。 犬は怖がる様子、または跳ねる前進行動を見せることなく可動橋を歩行する。
評価方法	犬が渡り板前半部で飛び降りた場合、当試験課目得点は「0 点」とする。 犬が渡り板後半部で飛び降りた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。 不安そうな及び／または落ち着きのない行動、指導手の調和不足が見られる場合、相応の減点がされる。 不安そうな、または落ち着きなく梯子に登る行動、不安そうな、躊躇する、不安定な通過、指導手の前方または後方で歩行、躊躇しながらの特定姿勢実行、器具末端未到達等の場合は相応の減点がされる。

3.3.18 試験課目 「深雪足跡追尾歩行」	
設定試験	国際救助犬雪崩捜索試験 (RH-L) 試験課目「深雪足跡追尾歩行」及び「雪上移動手段の乗降」は嗅覚作業実施前または後に個別に実施されることも可能とする。
課目設定	足跡コースは鋭角を含まない限り、自由に設定することが認められる。 コース全長：国際救助犬雪崩捜索前段階試験 (RH-L V) ⇒ 150 歩 国際救助犬雪崩捜索 A 段階試験 (RH-L A) ⇒ 250 歩 国際救助犬雪崩捜索 B 段階試験 (RH-L B) ⇒ 350 歩 深雪足跡尾行歩行作業中、指導手はクロスカントリースキー板またはスノーシューズ着用が義務付けられる。
使用可能声指符	「追尾歩行を促す」1 声符及び／または指符 「基本姿勢を促す」1 声符または指符
実施要領	指導手は紐無し状態にある犬と共に、他者足跡コース開始地点手前にて基本姿勢を取る。基本姿勢より、指導手は犬と共に予め審査員に指示された道程を試験会場内にて歩行する。 作業開始地点にて、指導手は審査員指示にて犬に対し「追尾歩行を促がす」1 声符及び／または指符使用にて作業を開始し、指示された足跡内にて犬の前を進む。 基本姿勢から犬は即座に指導手後方、足跡上を追尾歩行しなければならない。
評価方法	円滑な作業実行、終始一貫した指導手と犬間の等しい間隔保持及び指導手による少ない声指符使用が要求される。 下記行動は相応の減点がされる。 - 犬による作業開始及び歩行中の躊躇する態度が見られる歩行態度 - 足跡離脱行為 - 犬による遅れ - 犬の指導手に対する追い立てまたは追い越し、行く手を阻む行為 - 複数回に及ぶ声符または指符使用
3.3.19 試験課目 「雪上移動手段への搭乗」	
設定試験	国際救助犬雪崩捜索試験 (RH-L) 試験課目「深雪足跡追尾歩行」及び「雪上移動手段の搭乗」は嗅覚作業実施前または後に個別に実施されることも可能とする。
課目設定	雪上移動手段 救助用そり、スノーモビル、グレンデ走行車、スキーリフト、ヘリコプター 等 搭乗距離 約 150m
使用可能声指符	「搭乗を促す」1 声符及び／または指符 「基本姿勢を促す」1 声符
実施要領	指導手と受験犬は移動手段から適切な距離にて基本姿勢を取る。 それぞれの乗車安全基準を考慮し、一般使用される全移動手段の使用が認められる。 審査員指示にて指導手による 1 声符及び／または指符で犬は運搬手段に自ら飛び乗るまたは、指導手によって抱え上げ乗せられる。 犬を雪上移動手段に乗せる方法は指導手判断に委ねられる。 目的地点にて指導手は犬を移動手段から抱え上げ、移動手段から離れた安全な地点にて犬を地面に降ろし、基本姿勢にて当試験課目作業を終了する。
評価方法	搭乗中、犬は終始落ち着いた態度にて、怖がる素振りを見せることなく移動手段に搭乗する。 移動手段搭乗時、乗車中、下車時の不安そうなまたは落ち着きのない態度は相応の減点がされる。 乗車または下車時犬が非協力的な態度に出た場合、当試験課目得点は「0 点」とする。

3.3.20 試験課目 「遠泳」	
設定試験	国際救助犬水難救助各段階試験 (RH-W V、A、B)
課目設定	モーターボート一艘及び操舵乗員 1 名 (全犬作業はボートによって同航される) 遠泳距離 RH-W V 4 分 (最大 300m) RH-W A 8 分 (最大 500m) RH-W B 12 分 (最大 800m)
使用可能 声指符	RH-W V 「前方水泳／ボートとの適切距離空けを促す」 1 声符及び／または指符 「ボート追尾を促す」 1 声符及び／または指符 「ボートへの水泳を促す」 1 声符及び／または指符 「指導手の元への近づきを促す」 1 声符及び／または指符 RH-W A、B 「水中飛び込みを促す」 1 声符及び／または指符 「前方水泳を促す」 1 声符及び／または指符 「距離空けを促す」 1 声符及び／または指符 「ボート追尾を促す」 1 声符及び／または指符 「ボートへの水泳を促す」 1 声符及び／または指符 「指導手の元への近づきを促す」 1 声符または指符 犬による遠泳作業実行中、指導手は犬に対し時折追加声符を掛けても良い。
実施要領	受験チームは秩序ある態度でボートに乗船するが、乗船中基本姿勢を取る必要はない。 RH-W V 停船中の船から指導手は犬を水中に放つ、または指導手指示にて犬は自ら水中に飛び込まなければならない。 RH-W A、B 指導手による「水中飛び込みを促す」 1 声符及び／または指符にて犬は自発的に水中に飛び込み、ボートが再発進可能となるよう、指導手は犬に対しボートから離れるよう、指示する。犬が常時監視可能となるよう、ボートは犬の前方約 10m を航行する。 続く指導手による 1 声符及び／または指符で犬はボート後方を追尾する形で遠泳を開始し、落ち着いた状態で規定距離を泳ぐ。規定距離を進んだボートは再び停船し、指導手は 1 声符及び／または指符で犬をボートに呼寄せ乗船補助を行う。
評価方法	落ち着きのない不安定な泳ぎ方、ボートからの飛び込み時やボート側面に泳ぎ着く際またはボート内への引き上げ時の問題点は相応の減点がされる。 犬が遠泳に必要な十分な体力を備えていない場合、作業は「中止」され、試験課目得点は「0 点」とする。
3.3.21 試験課目 「水中物品持来 (岸辺より投擲)」	
設定試験	国際救助犬水難救助 A 段階試験 (RH-W A)
課目設定	当試験課目作業実施中、指導手が終始携帯する指導手保有、最大靴の大きさを有する物品 (例：ロープ) が使用される。 当試験課目実施に当たり、受験犬が作業大半を泳ぐ必要があることを考慮し、泳ぐことが可能、且つ容易に岸へ上がることができる沿岸部の会場選定が必要となる。
使用可能 声指符	「持来実行を促す」 1 声符または指符 「受け渡しを促す」 1 声符 「作業終了基本姿勢実行を促す」 1 声符または指符
実施要領	受験チームは水辺から適切な距離を空け沿岸部にて基本姿勢を取り、指導手は使用物品を約 10 歩沖合へと水中投擲する。投擲物品が水面にて安定浮遊していることが確認された段階で初めて指導手による「水中持来を促す」 1 声符または指符使用が認められる。 紐無し状態にて指導手側面にて停座姿勢にて待機する犬は「水中持来を促す」 1 声符または指符にて浮遊物品の元へと目的意識が見られる態度で泳ぎ、物品を即座に回収し同様の目的意識を見せながら指導手の元へと水中持来を実行し、指導手指示にて引き渡す。この際、指導手と対面した正面停座実行は求められない。

	指導手による「基本姿勢を促す」1声符または指符で犬は作業終了基本姿勢に移る。指導手は当試験課目中、終始立ち位置を変更してはならない。
評価方法	犬による持来物品での遊び及び／または咬み返し行為は相応の減点がされる。犬が指導手の元への物品持来を拒絶した場合、当試験課目は「0点」と見なされる。
3.3.22 試験課目 「ボートの乗船」	
設定試験	国際救助犬水難救助試験 (RH-W)
課目設定	モーターボート 1 艘と操舵要員 1 名
使用可能声指符	「乗船を促す」1声符及び／または指符 「静止を促す」1声符及び／または指符 「下船を促す」1声符及び／または指符 「基本姿勢を促す」1声符または指符
実施要領	指導手と受験犬はボートより適切な距離にて基本姿勢を取る。指導手指示にて犬はボートに乗り移る、飛び乗るまたは指導手によって抱えられて乗船する。犬は終始落ち着いた態度で乗船し続ける。ボートが約 100m 先の目的地点に到着次第、指導手はボートから下船し、「下船を促す」指示にて犬を下船させ、「基本姿勢を促す」1声符で犬と共に作業終了基本姿勢に移行する。 当試験課目は「試験課目遠泳」と組み合わせて実施することができる。
評価方法	犬の不安定な行動は相応の減点がされる。 目的意識のない乗降船態度、または犬が乗降船中非協力的な態度にでた場合、当試験課目得点は「0点」とする。
3.3.23 試験課目 「サーフボードの搭乗及び移動」	
設定試験	国際救助犬 各水難救助試験 (RH-W V、A、B)
課目設定	使用器具 サーフボードまたはパドル・ボード 1 枚 当試験課目実施に当たり、犬が水中にて立てる必要があり、水深が浅い、容易に岸辺へ上がれる会場が選定されなければならない。
使用可能声指符	「搭乗を促す」1声符及び／または指符 「静止を促す」1声符及び／または指符 「下乗を促す」1声符及び／または指符 「基本姿勢を促す」1声符または指符
実施要領	指導手は受験犬と共に作業開始地点において基本姿勢に移る。続けて受験チームは基本姿勢より浅瀬に浮くサーフボード（またはパドル・ボード）の元へ向かう。 指導手による「搭乗を促す」1声符及び／または指符で犬は浅瀬に浮く帆を有しないサーフボード（パドル・ボード）に乗る。この場合、犬がサーフボードに泳がずとも搭乗できるよう、準備される。指導手は犬の搭乗を補佐することは認められる。
実施要領	RH-W V、A 「静止を促す」1声符及び／または指符にて犬はサーフボード上にて停座、伏臥、立止いずれかの姿勢にて落ち着いた状態で静止する。審査員指示にて指導手は犬が乗るサーフボードを指示した方向に向かって水上を約 20m 押し進める。犬は指導手がサーフボードから「下乗を促す」1声符及び／または指符で下乗を命じるまで落ち着いた態度でサーフボード上にて静止し続ける。 RH-W B 「静止を促す」1声符及び／または指符にて犬はサーフボード上で停座、伏臥、立止いずれかの姿勢にて落ち着いた状態で静止する。審査員指示にて要員は犬が乗るサーフボードを指示した方向に向かって水上を約 40m 押し進める。犬は指導手がサーフボードから「下乗と指導手の元へ泳ぐ行動を促す」1声符及び／または指符で下乗を命じるまで落ち着いた態度でサーフボード上にて静止し続ける。下乗後、犬は迅速な速度にて指導手の元へ泳ぎ、正面停座に移るべきである。

	その後、指導手は「基本姿勢を促す」声符または指符を用いて、犬と共に岸にて当試験課目作業終了基本姿勢に移行する。
評価方法	犬がサーフボードに乗る際または搭乗中落ち着かない態度が見受けられた場合、相応の減点とする。 犬がサーフボードを自主的に離れた場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。 犬がサーフボード搭乗を拒絶した場合、当試験課目得点は「0点」とする。
3.3.24 試験課目 「遠隔操作による水中方向変換」	
設定試験	国際救助犬 水難救助 A 及び B 段階試験 (RH-W A、B)
課目設定	当試験目実施に当たり、受験犬が作業大半を泳ぐ必要があることを考慮し、泳ぐことが可能、且つ容易に岸へ上がれる沿岸部の会場選定が必要となる。 国際救助犬 水難救助 A 段階試験 (RH-W A) 水中にて互いに 20m 離れたボート 2 艘、またはサーフボードに乗った要員 2 名が岸から 20m 沖合にて待機する。 国際救助犬 水難救助 B 段階試験 (RH-W B) 水中に互いに 40m 離れたボート 2 艘、またはサーフボードに乗った要員が岸から 40m 沖合にて待機する。
使用可能声指符	各「目標地点への水泳を促す」1 声符と指符 「招呼を促す」1 声符 「基本姿勢実行を促す」1 声符または指符
実施要領	RH-W A 指導手は紐無し状態にある受験犬と共に試験作業開始地にて基本姿勢を取り、審査員に対し各水中目標地点への到達順序を伝える。 RH-W B 指導手は紐無し状態にある受験犬と共に水辺から適切に離れた位置にて基本姿勢を取り、審査員は水中目標地点の到達順番を指導手に告げる。 試験審査員指示で指導手は立ち位置を変えることなく 1 声指符と声符で犬を「第一水中目標地点」に向かわせる。 指導手が更なる 1 声指符にて犬を「第二水中目標地点」に向かわせるまで犬は「第一水中目標地点」に留まる。 指導手は立ち位置変更せず、必要に応じ犬に向かわせる方向に向かって身体を向き直し示すと共に同方向に向かって片足を一步踏み出すことは認められる。 「招呼を促す」1 声符または指符で犬は指導手によって呼び返され、指導手と距離を詰めた正面停座を実行しなければならない。「基本姿勢を促す」1 声符または指符で犬は指導手と共に基本姿勢に移行し、当試験課目作業を終了する。
評価方法	審査員によって決定された水中目標地点到達順序が無視された場合や、指導手が立ち位置を変更した場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。
3.3.25 試験課目 「水中物品持来（船上投擲）」	
設定試験	国際救助犬 水難救助 B 段階試験 (RH-W B)
課目設定	ボート 1 一艘、操舵要員と要員各 1 名、試験審査員、受験チーム、船内にオール 1 本
使用可能声指符	「オールの水中持来を促す」1 声符及び／または指符
実施要領	操舵要員は要員、試験審査員、受験犬及び指導手をボートに乗船させ、約 25m 先にある水中目標地点（ブイ等）に向かう。 目標地点に到達次第、試験審査員は犬の視野内にてオールを水中に落とす指示を出し、ボートはそのまま更に約 10m 進み、停船する。 指導手は 1 声符または指符によって犬に対しオールのボートへの水中持来実行を促す。 犬が戻り次第、犬とオールはボートに引き上げられる。

評価方法	犬による水中持来実行に複数回指示が必要となった場合、相応の減点とする。 犬がオールをボートまで水中持来しなかった場合、当試験課目得点は「0点」とする。 引き上げ時における犬の非協力的な態度は相応の減点がされる。
3.4 各嗅覚作業実施要領及び評価方法	
3.4.1 試験の流れ	
受験チームの受験準備と待機	指導手と搜索準備が整った犬は搜索作業実施順番が巡って来るまで搜索会場視野外にて待機する。 搜索準備が整った犬には識別ハーネス等及び／または首輪装着が認められる。ブリングセル告知犬の場合、ブリングセルは搜索開始前に装着する。 犬に小型鐘または鈴を取り付けることは認められる。夜間における小型ライト（スポットライトやランプは不可）の装着も認められる。
作業開始申告	指導手は紐付き状態にある犬と共に基本姿勢にて作業開始申告を行い、選択した犬の告知方法を試験審査員に伝える。
疑似要救助者	疑似要救助者は試験審査員補佐役であり、隠れ場内においては静かな態度で潜む必要があり、特に犬の告知作業中における補助を含むいかなる指導手及び／または犬に対する補助行為も行ってはならない。 使用されなくなった隠れ場（雪中穴）に毛布、リックサック等の物品を残すことは認められない。
搜索現場状況説明	審査員は略図を用いて視覚的に境界線が明確に識別可能な搜索範囲を説明する。 試験審査員により行われる現場説明には主に下記情報が含まれる。 - 災害種別や状況に関する情報 - 搜索対象範囲（搜索対象エリア） - 既存建物構造に関する情報 - 指導手間に対し「現況までに実施された作業内容」 - 救助隊、医療チーム現着状況 - 既存の各種危険に関する情報 その後、搜索時間の計測が開始される。 審査員による現場説明後、指導手は現場状況を分析し、選択した戦術を試験審査員に通知する。搜索中、戦術変更を行う場合、その都度審査員に報告する。戦術変更に要する時間は搜索時間計測内にて行われる。 全疑似要救助者発見後に搜索を継続させるか否かは審査員判断に委ねられる。 嗅覚作業は指導手による作業終了申告と審査員による評価公表をもって終了する。
搜索時間	搜索時間は審査員が現場状況説明を終えた時点より計測される。
声指符	犬の指導用に複数回用いる任意の声指符や重複声指符使用が認められるが、搜索作業実施を過剰に促す声指符使用は評価上過ちと見なされる。
告知作業	指導手は犬による告知実行を口頭で試験審査員に伝える必要があり、許可を得た上で、犬の元へと進むことが認められる。
3.4.2 指導手を対象とする評価項目	
一般事項	- 犬の指導法（指導法、場面に応じ積極的な／控えめな関与、犬を読む器量） - チームワーク（協調性） - 犬の効率的な活用法
戦術	現場把握能力、決断力、選定戦術の理由付け及び実現方法、犬による搜索実施中の現場状況全体把握能力。主な評価項目は下記点を含む： - 目撃者の有無に関する質問、それらの発災時の位置や証言 - 搜索会場形状及び特性を考慮した搜索展開方法 - 風向き - 犬の能力把握の判断力 - 現場に応じた対象建物の構造に関する把握能力（進入可能位置特定、構造等） - 発災時の要救助者の位置に関する情報収集

	- 救助犬の適切箇所からの投入の是非 - 検索実施／未実施箇所に関する把握 - 作業終了報告（検索実施範囲、特定した要救助者の位置）
3.4.3 受験犬を対象とする評価項目	
一般事項	- 指導性と操作性 - 搜索意欲及び発見意欲 - 機動性、フィットネス、持久力 - 自主性、作業に対する喜び、作業意欲 - 疑似要救助者に対する威圧、過剰な接近または負傷行為実行の有無 - 作業全体印象
操作性	指導手との協調性、作業実施指示に対し搜索意欲を維持しながらの迅速且つ目的意識を持った作業実行、指導手と救助犬間の協力
搜索意欲	搜索意欲、搜索態度、気質、モチベーション、作業に対する喜び
機動性	機動性のあり方、問題解決能力、持久力
自主性	犬の顕著な作業意欲
3.4.4 告知作業及び種別	
一般事項	各嗅覚作業開始前、指導手は審査員に対し犬の告知方法を告げる。 指導手、疑似要救助者、印跡者、トレール設定要員による告知作業を促すいかなる補助行為も禁止とする。確認された場合、該当告知作業得点は「0点」とする。 指導手は犬によって実行される告知作業を訓練審査員に告げる必要があり、審査員指示にて初めて犬の元へと向かうことが認められる。 指導手が犬の元へ到達するまで犬は疑似要救助者に対し方向性を示しながら自主的、明確且つ意欲的に告知し続けなければならない。 犬による告知作業を終了させるに当たり、指導手は告知実施地点より犬を呼び寄せるか犬を迎えに行き要救助者発見地点より約2～3m離れた地点へ誘導、休止させるかは、原則指導手判断に委ねられる。瓦礫搜索作業において犬を告知実施地点から離れた地点で休止させることは、周囲瓦礫状態が許す場合のみ行うこととする。 正しい告知作業終了方法として、明確な犬の「意欲パターン変更」と指導手による発見された疑似要救助者に対する声かけの実施が必要となる。問いかけ実行中、犬は落ち着いた状態で命じられた姿勢を維持し続けなければならない。 試験審査員指示にて指導手は待機中の犬の元へと戻り、共に告知実行現場を離れる。「意欲パターン変更」は配点の30%で評価に反映される。
3.4.4.1 咆哮告知	
実施試験	国際救助犬 足跡追及、広域、瓦礫、雪崩、マントレーリング 各試験 (RH-F、FL、T、L、MT) 共通
実施要領	咆哮時、犬は探知した疑似要救助者に対し、または体臭流出箇所に向かって咆哮を実行し、指導手が審査員指示にて犬の元へ歩み寄った後、告知作業終了させるまで、自主性且つ継続性のある方向性が明確な咆哮を実行しなければならない。
告知実施地点の離脱	受験犬が告知実施箇所から短い間一旦離脱し、自主的に戻った場合、該当告知作業評価は「最大B-評価」とする。二度目の離脱により「M-評価」と見なされ、犬が自主的に告知実施箇所に戻らない場合、該当告知作業は「0点」とする。
瓦礫搜索 (RH-T)	咆哮時、犬は発見した疑似要救助者に対し明確に、または体臭流出箇所に向かって咆哮を実行し、指導手が犬の元へ歩み寄った後、告知作業終了させるまで、自主的且つ継続的、方向性を示す明確な咆哮を実行しなければならない。 犬は疑似要救助者に直接接触すべきでない。犬は、遮蔽された発見疑似要救助者の到達不可能な隠れ場に対して明確に方向性を示す行動を取ることで、最も体臭が濃く流出する箇所を示すべきである。進入行動は誤行動と見なされない。

評価方法及び 評価対象 項目	- 告知作業実行方法 - 咆哮実行方法 - 告知実行箇所に留まること 犬の告知実行が指導手及び／または疑似要救助者やトレール設定要員によって誘発された場合、該当告知作業は「0点」とみなされる。犬による疑似要救助者に対する迷惑行為は相応の減点がされる。
3.4.4.2 ブリングセル告知	
実施試験	国際救助犬 足跡追及、広域、瓦礫（RH-F、FL、T）各試験
実施要領	ブリングセル告知を実行する受験犬の場合、ブリングセルが装着されている特殊首輪を用いる必要がある。「ノルウェージアン・ブリングセル」使用時、作業開始前に犬がブリングセルを自由に保持し、地面に落とすことができるかを確認する必要がある。犬の負傷防止のため、首輪は特殊離脱メカニズムを有するものとする。 疑似遭難者発見後、犬はブリングセルを指導手の元へ口に保持しながら運ぶ。引き渡し時、一旦正面停座への移行、実行は要求されない。 ブリングセルを受け取った指導手は犬に対し指示を出し、犬は自主的に終始指導手の動向を確認しつつ最短距離にて発見した疑似要救助者の元へ、または告知地点へと導く。この場合、必要に応じ任意の長さの（最長 10m）リードを装着可能とする。なお、瓦礫探索作業において前記リード装着は禁止されている。 犬が疑似要救助者の元に到達し次第、犬は自主的に疑似要救助者の元にて静止すべきである。指導手は犬の元へ歩み寄り、リードを脱着し、告知作業を終了させる。 告知実地箇所隣接地点にて犬を呼び寄せる、または犬を迎えに行き疑似要救助者より約 2～3m 離すして告知作業を終了させるタイミングは、基本的に指導手に委ねられる。正しい告知作業終了方法として、明確な犬の「意欲パターン変更」と指導手による発見された疑似要救助者に対する声かけの実施が必要となる。問いかけ実行中、犬は落ち着いた状態で命じられた姿勢を維持しなければならない。審査員指示にて指導手は待機中の犬の元へと戻り、共に告知実行地点を離れる。
評価法及び 評価対象 項目	- ブリングセル告知作業実行方法 - ブリングセル保持実行方法 - ブリングセルを口から放つことなく指導手の元へ最短距離にての持来、到達 - ブリングセルを指導手に引き渡した後、最短経路で発見した疑似要救助者の元への指導手誘導方法 落ち着きのないブリングセル保持は減点対象としないが、重度の咬み返し行為は相応の減点がされる。 誘導中指導手に対し常時維持されるべきコンタクトは特定条件下（会場特性に応じ）においては評価に影響を及ぼすことなく中断されることが認められる。木や植物密生度が高い周囲環境下において指導手が進む道を切り開くまでの間の犬による一時静止行動は誤行動と見なされない。 会場特性上使用が不可欠な場合に限り、犬を一旦静止させるまたは静止解除を促す短い声符使用は認められる。 犬の告知実行が指導手及び／または疑似要救助者やトレール設定要員によって誘発された場合、該当告知作業は「0点」とみなされる。犬による疑似要救助者に対する迷惑行為は相応の減点がされる。
3.4.4.3 フリー指示告知	
実施試験	国際救助犬 足跡追及、広域、瓦礫、マントレーリング（RH-F、FL、T、MT）各試験
実施要領	フリー告知作業実行中、受験犬は発見した疑似要救助者と指導手間を最短距離にて往復しながら指導手を発見した疑似要救助者または告知実施地点へと導く。当告知方法におけるリード装着はいかなる時も禁止されている。 指導手が現場に到着するまで犬はフリー告知作業を継続しなければならない。

	更に犬が告知作業実行中であることを明確な行動パターンを指導手に対し示さなければならない。指導手は犬の「特有な行動パターン」に付いて嗅覚作業開始前に審査員に通知する。 「特有な行動パターン」（告知態度）として下記例が挙げられる： - 指導手に対する跳び付き、または軽度体当たり行動 - 指導手に対する咆哮実施 - 犬による指導手に対するアイコンタクト
評価法及び評価対象項目	- 告知実施方法 - 犬による指導手の疑似要救助者の元への直接的な誘導 犬の告知実行が指導手及び／または疑似要救助者やトレール設定要員によって誘発された場合、該当告知作業は「0点」とみなされる。犬による疑似要救助者に対する迷惑行為は相応の減点がされる。
3.4.4.4 指示告知	
実施試験	国際救助犬 足跡追及、及びマントレーリング（RH-F、MT）各試験
実施要領	足跡追及作業における「指示 告知作業」実施要領 物品または発見した疑似要救助者（印跡者）における静止中の「指示告知作業」は「伏臥」、「停座」または「立止」姿勢にて実施される。犬は指導手が現場に到着するまで指示告知作業を継続しなければならない。 告知実施が容易に確認可能であるよう、犬は明確な「告知行動パターン」を示す必要がある。犬は、指導手が事前に審査員に通知した指示姿勢に即座に移行する必要がある、発見した疑似要救助者脇にていかなる迷惑行為を行うこと無く、落ち着いた態度で静止しなければならない。
	マントレーリング嗅覚作業における「指示 告知作業」実施要領 指導手は犬によって実施される指示告知作業を明確に認識できる必要があり、指示告知対象となる疑似要救助者（トレール設定要員）を認識することが可能でなければならない。指導手は実施された告知を試験審査員に報告し、審査員指示にて犬の元へと歩み寄る。歩み寄る最中に発見された疑似要救助者に対する声がけ行為は禁止とする。
評価方法	告知作業が指導手、疑似要救助者またはトレール設定要員によって誘発された場合、該当告知作業は「0点」とする。犬による疑似要救助者に対するいかなる迷惑行為も相応の減点がされる。
3.4.4.5 スクラッチング及び進歩行動（雪掻き及び進歩行動）による告知	
実施試験	国際救助犬雪崩捜索試験（RH-L）
実施要領	雪掻きと進歩行動実行中、明確且つ途切れること無く疑似要救助者に犬の意識が向けられる必要があり、指導手が歩み寄って告知作業を終了させるまで継続されなければならない。 犬は雪掻き行動により明確な進歩欲望態度を示すべきであり、その場合の咆哮は減点対象とならない。疑似要救助者がそのまま隠れ場に隠れ続ける場合、初回告知のみ、告知実施地点からの捜索再開が認められる。
評価方法	雪掻きや侵入行動は犬による要救助者に対する執着と興味を測る尺度と捉えるべきであり、咆哮と同時に実行されることが認められる。
3.4.4.6 単体告知作業	
設定試験	国際救助犬広域捜索 A 及び B（RH-FL A、B） 国際救助犬足跡追及前段階試験（RH-F V）
共通実施要領	「嗅覚作業事前単体告知課題」実施位置は捜索会場外に設定されるべきであり、疑似要救助者は受験犬に見られること無く、隠れ場に向かう必要がある。

	指導手は審査員指示にて受験犬搜索準備を整え、犬を 1 声符及び／または指符で作業開始地点より約 20m 離れた地点にて、目視可能且つ横臥または座った状態の疑似要救助者の元へと向かわせる。犬は最短経路で疑似要救助者へと向かい、即座に反応すると同時に方向を示す態度で告知作業を実行する。 犬はいかなる指導手補助も受けることもなく審査員に事前申告された告知方法にて明確に告知を実行しなければならない。その後、指導手は告知実行を審査員に告げる。告知方法に応じ指導手は審査員指示にて犬の元へ歩み寄るか、犬によって発見された疑似要救助者の元へと誘導される。告知作業終了方法（指導手の元への呼び寄せまたは歩み寄り）は原則指導手判断に委ねられる。 咆哮による告知作業継続実行時間は、約 15 秒間行わなければならない。審査員指示にて告知作業実行地点から近い地点にいる指導手によって犬が招呼されるか、指導手自ら犬の元へ歩み寄り、声符及び／または指符にて基本姿勢実行が促される。 その後、指導手は犬が告知作業を行った地点より約 3m 離れた地点にて犬を一旦休止させる。指導手は疑似要救助者の元へ進み問いかけを行う。更なる審査員指示にて指導手は犬の元に戻り共に作業終了基本姿勢に移る。 「事前単体告知課題」作業終了後、「嗅覚作業」が実施される。 「ブリングセル告知」、「フリー指示告知」犬による当課題実施要領は同様とする。
評価方法	犬が、疑似要救助者に対し反応を示さない場合や、告知実行直後に指導手の元へ戻った場合、「単体告知作業」得点は「0 点」とする。 遠回りや最短距離で到達しない場合及び躊躇または継続性に欠ける咆哮は相応の減点がされる。
設定試験	国際救助犬瓦礫搜索 A 及び B 段階試験 (RH-T A、B) 国際救助犬雪崩搜索 A 及び B 段階試験 (RH-L A、B)
共通実施要領	「単体告知作業」実施場所は嗅覚作業会場外に設定され、明確に区別される必要がある。使用される隠れ場の位置は指導手に示されなければならない。 疑似要救助者が配置されている蓋付き土管やアラートボックスまたは雪穴から約 10m 離れた地点（地面にマーキングされている）より作業が開始される。 雪穴への進入口は、犬が雪掻き行動により疑似要救助者の元へ進入可能な塞ぎ方で設定すべきである。 審査員指示にて指導手は犬の搜索準備を整え、隠れ場へと送り出す。犬を向かわせるに当たり、1 声符及び／または指符使用が認められる。 隠れ場に到着した犬は疑似要救助者の体臭を嗅ぎ当て次第、告知すべきである。犬の告知実行後、指導手は告知実行を審査員に告げ、審査員指示にて指導手はそれまで維持された立ち位置を離れ、犬の元へと歩み寄ることが認められる。告知作業終了方法（指導手の元への呼び寄せまたは歩み寄り）は原則指導手判断に委ねられる。その後、発見地点より約 3m 離れた位置にて犬を紐無し状態で休止させ、実施される疑似要救助者の救出作業を妨げない、落ち着いた態度で待機しなければならない。指導手は救出作業に携わり、進入口が犬による進入を可能とする十分な大きさに達した時点で休止中の犬を迎えに行き、隠れ場内の疑似要救助者の元へと進入させる。審査員指示にて疑似要救助者は隠れ場を離れる。 続く審査員指示にて指導手は 1 声符及び／または指符発声により犬に基本姿勢への移行を促す。 咆哮による告知作業継続実行時間は約 15 秒間に及ぶべきである。「事前単体告知課題」作業終了後に「嗅覚作業」が実施される。 「ブリングセル告知」、「フリー指示告知」犬による当課題実施要領は同様とする。
評価方法	犬が疑似要救助者に対し無反応な場合や告知実行直後その場を離れ指導手の元へ戻った場合、「単体告知作業」は「0 点」とする。 遠回りや最短距離での到達をしない場合、躊躇するまたは継続性の無い咆哮実行は相応の減点対象とする。

第 4 章 国際救助犬足跡追及試験 (RH-F) 嗅覚作業実施要領及び評価方法	
試験種別	国際救助犬足跡追及試験 (RH-F)
会場設定	足跡追及捜索作業前に捜索実施会場にて複数受験者によって作業実施順序がくじ引きによって決定される。 審査員によって作業開始が告げられた指導手は、紐付き状態にある犬と共に基本姿勢にて作業開始申告を行い、選定した犬の告知方法を試験審査員に伝える。犬は紐無し状態、或は首輪に装着される長さ 10m 捜索リードと捜索ハーネスを用いた状態で指導されることが認められる。 国際救助犬足跡追及 A 及び B 段階試験 ブリングセル告知犬の場合、ブリングセルを捜索開始前に装着する。 審査員は指導手がその後方を自由に行動できる開始範囲を指導手に説明する。指導手は普段使用するリードを外し、足跡コース開始範囲にて犬の捜索開始を促す。
認められる告知方法	印跡者に対する告知 ⇒ 「咆哮」、「ブリングセル」、「フリー指示」、「指示」 物品に対する対処 ⇒ 「指示」または「加え上げ」
識別物品	指導手によって目視確認不可能な、追及会場地表と類似する色を有する、十分に体臭が移行した通常使用物品 1 個
使用物品	最大運動軌の大きさで任意の素材で構成され、体臭が十分に移行し且つ足跡追及会場地表色と同化する通常使用物品の使用が認められる。印跡者は印跡作業中に立ち止まること無く物品を配置する。 物品は足跡コース側面ではなく、足跡コース上に直接置かれる。各物品配置地点は印跡者によって足跡コース図に明記される。図に直接印されたまたは各配置地点について正確な説明が書き添えられる。
疑似要救助者及び物品に対する告知・指示方法	物品に対する「指示」や疑似要救助者に対する「告知」 犬は指示作業実行中、「伏臥」、「停座」または「立止姿勢」のいずれかの姿勢にて、物品または印跡者の元にて静止する。指導手が犬によって発見された物品または疑似要救助の者元に到達するまで、犬は指示態度を継続的に実行しなければならない。告知が明確に確認可能となるよう、明確な行動パターンを示すべきである。犬は即座に選定された指示実行姿勢に移行すべきであり、疑似要救助者脇にて迷惑行為に転じること無く、落ち着いた態度を示すべきである。 物品の「啜え上げ」 当指示方法において犬は間を空けること無く、迅速に物品を啜え上げる必要がある。 許容行動パターン①：「啜え上げ及び持来」 犬は物品を即座に啜え上げ、最短距離にて指導手の元へと持来した後、正面停座に移る。足跡追及作業の再開は、「引き渡し」または「物品啜え上げ実施地点」より可能とする。 許容行動パターン②：「啜え上げ及び静止」 当行動パターンを実行する犬は、「物品指示」を行う犬が規定上許容される「3 姿勢」（「伏臥」、「停座」、「立止」）のいずれかの姿勢における作業実施方法同様、物品を啜え上げ保持する。 前記定義の 2 つの許容行動パターンによる物品指示方法を犬が物品毎に交互に実行することも認められる。物品に対する「指示」或は「啜え上げ作業」を実施していることを確認可能にするため、犬は明確な行動パターンを示す必要がある。
物品作業の評価方法	- 指示作業実行方法 - 物品啜え上げ方法 - 物品を落とすことなく、最短経路での持来実施のあり方 試験審査員は、犬による足跡コース開始地点付近作業及び足跡維持を評価する。犬が自ら足跡コースを継続しながら追っている限り、多少の足跡コース離脱行為は、評価上誤行動と見なされない。

	犬は自主的且つ嬉々とした態度で足跡を追及し、安定度のある自主的な物品指示作業を行うべきである。 発見に至らなかった物品は、採点上「0点」と見なされる。犬によって自主的に指示されなかった物品も採点上「0点」とする。 物品を配置されていない地点にて犬が伏臥姿勢を実行し、指導手が物品の存在を確認できず審査員に物品を示さずに犬に足跡追及作業再開を促した場合、相応の減点対象とする。 指導手が審査員に発見申告した「物品誤指示」は、「物品配点」に応じた減点がされる。
印跡者に対する告知作業	作業開始前に指導手によって審査員に告げられた告知方法と犬によって実際に実施される告知方法が相違した場合、該当告知作業は「M-評価」とする。 指導手が審査員に対して咆哮による告知を申告し、受験犬が疑似要救助者に対し咆哮によらない明確な告知を実施した場合、告知作業は「M-評価」とする。 犬が向くべき方向に対し咆哮を実行しなかった場合や疑似要救助者の元を短時間離脱した場合、告知作業評価は「最大 B-評価」とする。
作業中止	指導手が足跡コース上より 10m 以上離脱した段階で足跡追及作業は「中止」される。高難度会場設定の場合、審査員は更なる離脱距離を許容する権限を有する。犬が離脱後自主的に足跡コースに戻れないまたは作業継続が困難と判断された場合、必ず「足跡追及作業の中止」に至る。 足跡追及作業が「中止」された場合、犬を伴う指導手と試験審査員は最短距離にて会場外に向かう。足跡追及作業を継続することは禁止されている。
国際救助犬足跡追及試験 V、A、B 全段階共通実施要領	指導手は犬の後方、常時 10m 間隔を保ちながら犬を追う必要があり、紐無し搜索実施時においても同様とする。犬が物品を発見次第、いかなる指導手関与を受けることなく即座に物品を「咥え上げる」または明確に「指示」しなければならない。犬が物品を咥え上げまたは指示作業を実行した後、指導手は犬の元へ進む。物品を持ち上げることで、犬の物品発見を試験審査員に示す。その後、指導手は犬と共に追及作業を再開する。 足跡追及作業中、犬は印跡者によって印跡された足跡を辿る必要があり、後方を追う指導手は終始 10m 間隔を維持しなければならない。試験審査員は適切な距離を空け犬と指導手の後方を追う。この場合、犬と指導手による作業の妨げとなってはならない、且つ作業の適切な評価を可能にする歩行位置を自ら選定する権限を有する。 足跡追及作業中、指導手は作業を一時中断することが認められる。なお、小休止に要した時間は搜索作業持ち時間内とする。指導手は作業中、受験犬の頭部、目、鼻を拭くまたは必要に応じ給水を行うことが認められる。 「足跡追及作業」は、犬による印跡者告知作業実施、発見された全物品の審査員への引き渡し、指導手による作業終了申告並びに審査員評価公表をもって終了する。試験審査員は条件に応じ、最終方向変換後の作業時間を延長する判断権を有する。
国際救助犬足跡追及試験 A、B 段階共通実施要領	足跡コースは可能な限り自然体で会場地形に合わせた形で印跡され、地表変化を有するべきである。足跡追及会場は森、草原、畑地帯より構成され、農道や道路交差を含む設定を可能とする。 軽度半円は方向変換と見なされず、方向変換箇所は明確な角度によって実行される必要がある。 印跡者は印跡作業終了後、物品配置順序、足跡コース把握に不可欠なコース沿いの目標物等重要な情報を含む詳細なコース図を審査員に手渡す必要がある。GPS 機を用いた座標データ書き止めは認められ、推奨される。 印跡者は全足跡コース印跡中、地面を擦ることや立ち止まることなく「常歩」にて進むべきである。 国際救助犬足跡追及 B 段階試験においては、地表変化、溝、小道及び／または道路横断等の足跡コース内に多段階と比較し明確に高難度設定されている必要がある。

国際救助犬足跡追及試験A、Bの足跡コース開始地点	足跡コース開始地点を含む 20×20m 範囲内（B 段階試験は 30×30m 範囲）にて識別物品が目視不可能な状態で配置される。当作業開始範囲底辺の両左右徳面はマーキングされる。 印跡者は作業開始範囲を左右いずれかの側面から進入し、足跡開始地点を印す識別物品を配置する。
国際救助犬足跡追及A、B試験の足跡追及コース開始地点	識別物品配置後、印跡者は短時間立ち止まった後、審査員が指示した方向へ「常歩」にて印跡作業を開始する。 指導手は犬のリードを外し、作業開始範囲底辺手前から識別物品嗅当てを指示する。犬は、識別物品を指定範囲内において順序立てた搜索により 3 分以内に発見する必要がある。この間、指導手は作業範囲底辺において範囲内に進入すること無く、外側から声符及び／または指符を用いて犬を誘導する。 識別物品発見後、必要に応じ指導手は犬に搜索リードを取り付け、足跡追及作業開始を促す。 犬が識別物品嗅当てに至らず、足跡開始地点を経て直接足跡追及作業を開始した場合、必要に応じ指導手は搜索リード取付けのため一旦犬を静止させることが認められる。なお、紐無し足跡追及実行時においては、担当審査員に足跡作業開始を告げた上、そのまま犬を追うことが認められる。 犬が、作業開始範囲内において設定時間内（3 分）に足跡発見に至らなかった場合、足跡追及作業設定搜索時間内に足跡作業開始地点嗅当て作業を継続することが可能である。この際、指導手は嗅当て作業実施範囲へ進入することは認められる。 識別物品嗅ぎ当て及び本足跡コース開始地点における足跡追及作業開始までに設定された時間を超過した場合、当試験作業部分は「0 点」と見なされる。 犬が嗅当て作業を拒絶した場合、または犬による課題解決が不可能と判断した場合、審査員は作業を中止する権限を有する。
RH-F A、B 足跡コース終着地点	足跡コース終着地点にて印跡者は座るまたは横臥する。 なお、犬による足跡追及作業開始以前に前記いずれかの姿勢とる必要がある。
国際救助犬足跡追及A、B段階試験評価方法	- 識別物品発見作業、足跡作業開始範囲内における作業 - 足跡コース嗅当て及び足跡の維持 - 配置順序を考慮した発見に至った物品の確認 - 足跡終着地点における疑似要救助者に対する犬の自主的な告知作業実施 - 印跡者発見に至らない場合は不合格とし、最高獲得可能得点は「139 点」とする。 - 犬による印跡者に対する告知作業、または物品指示／咥え上げが指導手によって誘発された場合、該当告知作業得点は「0 点」とする。 - 識別物品及び足跡コース開始地点の嗅ぎ当て用の割当て時間超過により足跡追及作業開始が遅れた場合、該当作業部分得点は「0 点」とする。 犬による課題解決が自主的に不可能と判断した場合、審査員は何時でも作業中止を言い渡す権限を有する。

4.1	「国際救助犬足跡追及前段階試験（RH-F V）」	最高獲得可能得点 100 点
試験内容	足跡コース維持（指導手自者印跡） 物品指示作業（3 個×各 10 点） 告知作業	50 点 30 点 20 点
会場設定	自者印跡足跡コース 「常歩」にて全長 400 歩、直角方向変換 2 箇所及び指導手保有物品 3 個が配置される足跡コースを使用。	
	足跡開始地点は足跡方向に設置された印によってマーキングされる。指導手は短時間開始地点にて短時間留まった後、「常歩」にて指示された方向に向かって印	

	跡作業を開始する。指導手は地面を強く擦る、足を引き摺るまたは立ち止まることなく印跡作業を行う必要がある。各物品は足跡コース左右に配置されてはならず、直接足跡上に配置される。 作業開始までの印跡後経過時間 20 分 設定検索時間 最大 15 分間 単体告知作業 足跡追及搜索実施後、指導手は紐付き状態にある犬と共に基本姿勢にて審査員に対し選定告知方法を伝えた後、試験審査員指示にて「単体告知作業」実行地点へと向かい、作業を行う。
単体告知作業	「嗅覚作業単体告知課題」実施位置は搜索会場外に設定され、疑似要救助者は受験犬に見られることなく、隠れ場に向かう。 指導手は審査員指示にて受験犬搜索準備を整え、犬を 1 声符及び／または指符で出発地点より距離 20m 地点にて目視可能な、横臥または座った状態の疑似要救助者へと向かわせる。 犬は最短経路で疑似要救助者に向かい、疑似要救助者に対し反応すると同時に方向を示しながら告知作業を実行する。犬はいかなる指導手補助も受けることなく審査員に事前報告された告知方法にて明確に告知を実行しなければならない。その後、指導手は告知実行を審査員に告げる。告知方法に応じ指導手は審査員指示にて犬の元へ歩み寄り、犬によって発見された疑似要救助者の元へと誘導される。告知作業終了方法（至近距離にいる指導手の元への呼び寄せまたは歩み寄り）は、原則指導手判断に委ねられる。 咆哮による告知作業継続実行時間は約 15 秒に及ぶべきである。審査員指示にて告知作業実行地点から近い地点にいる指導手によって犬が招呼されるか、指導手自ら犬の元へ歩み寄り、声符及び／または指符にて基本姿勢が促される。 その後、犬は約 3m 離れた地点にて休止し、指導手は疑似要救助者の元まで歩み寄り、声掛けを行う。審査員指示にて指導手は犬の元へと戻り、共に基本姿勢に移る。単体告知課題作業終了後、嗅覚作業が実施される。 「ブリングセル告知」や「フリー指示告知」犬による実施要領は同様とする。

4.2	「国際救助犬足跡追及 A 段階試験 (RH-F A)」	最高獲得可能得点 200 点
試験内容	識別物品 1 個 (ID)	10 点
	識別物品嗅当て作業	10 点
	足跡コース開始地点における足跡追及作業開始	10 点
	足跡コース維持	70 点
	物品作業 (5 個×各 8 点)	40 点
	告知作業	30 点
会場設定	設定疑似要救助者探し当て	30 点
	設定疑似要救助者告知作業	30 点
	他者印跡	全長 1,000 歩で、明確な方向変換箇所 4 箇所
	足跡コース	(直角または鈍角設定可) を含む。
	作業開始までの印跡後経過時間	60 分
	搜索時間	最大 20 分間 (識別物品嗅当て時間を含む)

4.3 「国際救助犬足跡追及 B 段階試験 (RH-F B)」		最高獲得可能得点 200 点
試験内容	識別物品 1 個 (ID)	10 点
	識別物品嗅当て作業	10 点
	足跡コース開始地点における足跡追及作業開始	10 点
	足跡コース維持	70 点
	物品作業 (8 個×各 5 点)	40 点
	告知作業	30 点
	設定疑似要救助者探し当て 設定疑似要救助者告知作業	30 点
会場設定	他者印跡	全長 2,000 歩で、明確な方向変換箇所 8 箇所
	足跡コース	(直角、英学、鈍角設定可) を含む。
	作業開始までの印跡後経過時間	120 分
	搜索時間	最大 45 分間 (識別物品嗅当て時間を含む)

第 5 章 国際救助犬広域搜索試験 (RH-FL) 嗅覚作業実施要領及び評価方法	
一般事項	広域搜索において指導手は自然な歩度 (常歩) にて作業に当たる。「走る」行為は認められない。 搜索対象となる広域会場範囲が記されている詳細な図が指導手に示される。 その後、指導手は戦術決定するが、選定に当たり搜索会場周辺を周回や境界線沿いを歩くことは認められない。広域会場境界線までの距離は最低 30m とする。 指導手指示に従い犬は搜索会場を左右側面へと交互搜索を実施する。
疑似要救助者	疑似要救助者着衣は会場内において目立ってはならず、特に反射しやすいまたは眩しい色の着衣着用は控えるべきである。 試験審査員指示にて疑似要救助者は指示された隠れ場に潜む。疑似要救助者間の距離は最低 20m とする。隠れ場内にて試験審査員指示に従い振る舞う必要がある。隠れ場内にて横臥または座った姿勢を取る。 作業開始最低 10 分前までに全疑似要救助者を配置し終える必要がある。 疑似要救助者は犬にとって目視並びに接触可能でなければならない。疑似要救助者はシート、毛布や類似品によって完全に覆われていてはならない。最低顔は露出している必要がある。発見された疑似要救助者は試験審査員指示にて隠れ場を離れる必要がある。その際、下敷きも除去されなければならない。 使用される隠れ場は作業終了毎に変更可能とし、一旦使用された隠れ場は再度使用可能とする。
戦術	指導手自ら疑似遭難者を発見した場合、犬を引き続き自由に搜索させ、正しい告知実行に至れば、評価上該当疑似要救助者に対する「減評」は実施されない。 犬に搜索再開させるに当たり、事前に審査員対し、紐無し状態で犬を伴い告知を審査員に告げた地点に戻るか、犬が告知を行った地点より犬の搜索再開を促すか、伝える必要がある。理由のある戦術変更は常に可能とする。

5.1 「国際救助犬広域搜索前段階試験 (RH-FL V)」		最高獲得可能得点 100 点
試験内容	搜索作業実施内容	30 点
	告知作業内容	70 点
会場設定	総面積 5,000m ² 、開放及び遮蔽部から構成される会場を使用。 隠れ場設定に当たり疑似要救助者は犬によって目視及び接触可能でなければならない。	
疑似要救助者	1 名	
設定搜索時間	最大 10 分間	
評価方法	疑似要救助者発見に至らなかった場合、「試験不合格」とする。 初回誤告知実行にて「20 点減点」とする。 指導手評価に当たり、特に「犬とのチームワーク」に重点が置かれる。	

5.2 「国際救助犬広域搜索 A 段階試験 (RH-FL A)」		最高獲得可能得点 200 点
試験内容	単体告知課題作業課題	20 点
	操作性	15 点
	搜索意欲	15 点
	機動性	10 点
	自主性	10 点
	戦術とチームワーク	10 点
	告知作業：2 名（各 60 点）	120 点
会場設定	総面積 20,000m ² ～25,000m ² 、開放及び遮蔽部より構成された会場。 犬による疑似要救助者目視及び直接接触可能な隠れ場の選定が要求される。 初回搜索開始最低 15 分前までに搜索会場は犬一頭を率いる複数要員により縦横に歩かれる必要がある。	
疑似要救助者	2 名	
設定搜索時間	最大 20 分間	
単体告知作業	作業実施順番を告げられた指導手は紐付き状態にある犬を伴って基本姿勢にて作業開始申告を行い、審査員に犬の告知方法を伝える。審査員指示にて単体告知課題実施地点へと向かい、作業課題を行う。 「単体告知作業」実施地点は搜索会場外に設定される必要があり、疑似要救助者は受験犬に見られることなく、告知が行われるべき地点へ向かう。 審査員指示にて指導手は受験犬の搜索準備を整え、犬を 1 声符及び／または指符で作業開始地点より距離 20m 地点にて目視可能な、横臥または座った状態の疑似要救助者へと向かわせる。犬は最短経路で疑似要救助者へと向かい、疑似要救助者に対し反応すると同時に方向を示しながら告知作業を実行する。	
単体告知作業	犬はいかなる指導手補助も受けることもなく審査員に事前報告された告知方法にて明確に告知を実行しなければならない。その後、指導手は告知実行を審査員に告げる。告知方法に応じ指導手は審査員指示にて犬の元へ歩み寄るか、犬によって発見された疑似要救助者の元へと誘導される。告知作業終了方法（至近距離にいる指導手の元への呼び寄せまたは歩み寄り）は原則指導手判断に委ねられる。 咆哮による告知作業継続実行時間は約 15 秒に及ぶべきである。審査員指示にて告知作業実行地点から近い地点にいる指導手によって犬が招呼されるか、指導手自ら犬の元へ歩み寄り、声符及び／または指符にて基本姿勢実行が促される。 その後、指導手は犬を約 3m 離れた地点にて休止させ、疑似要救助者の元へと歩み寄り、声掛けを行う。審査員指示にて指導手は犬の元へと戻り、共に基本姿勢に移行する。 単体告知課題作業終了後、嗅覚作業が実施される。 「ブリングセル告知」や「フリー指示告知」犬の当課題実施要領は同様とする。	
実施要領	搜索戦術選定は指導手判断に委ねられるが、搜索実施前に試験審査員に報告される。搜索実施中の戦術変更は常時審査員に報告する必要がある、報告に要する時間は搜索設定時間に含む。 試験審査員指示にて指導手は選定戦術に則った地点より犬の搜索作業開始を促す。犬が明確に指導手の元から離れた後に審査員は指導手に対し立ち位置を変える許可を与える。犬は左右方向への反復的な搜索方法で全搜索範囲を隈なく搜索する必要がある。原則、審査員に対する戦術変更報告が必要となるが、犬の告知実施地点より減点されることなく犬の搜索作業再開を促すことが認められる。戦術変更が報告されない限り、指導手は犬を伴い、犬の告知実施を審査員に報告した地点に戻り、搜索再開を促す。犬によって実施された告知を審査員に報告し、審査員許可にて犬のいる場所に向かうことが認められる。広域搜索作業は指導手による作業終了申告と審査員による公表を以て終了する。	

評価方法	順序立てた試験会場の搜索実施の是非。 「初回誤告知実行」は「40点減点」とする。 全疑似要救助者の内1名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」とし、取得可能最高合計得点数は「139点」とする。
------	--

5.3 「国際救助犬広域搜索 B 段階試験 (RH-FL B)」		最高獲得可能得点 200 点
試験内容	単体告知課題作業課題	10 点
	操作性	15 点
	搜索意欲	15 点
	機動性	10 点
	自主性	10 点
	戦術とチームワーク	20 点
	告知作業：3 名（各 40 点）	120 点
会場設定	総面積 40,000 m² (100×400m)、会場中央線マーキングあり 最低 50%遮蔽部分より構成される見通しが悪い会場で、会場内に建物が点在することが認められる。犬は疑似要救助者を目視及び／または接触可能とする。なお、犬が目視または到達不能な高所隠れ場（監視台等）の設定も可能とする。地上最高約 3m までの隠れ場設定が許容される。 高所隠れ場は搜索範囲境界線より最低 20m 以上離れた搜索対象範囲内に設定される必要があり、設定に当たり特に風向きを考慮する。 初回搜索開始最低 15 分前までに、犬一頭を率いる複数要員によって縦横に歩かれる必要がある。	
疑似要救助者	3 名	
設定搜索時間	最大 30 分間	
単体告知作業	作業実施順番を告げられた指導手は紐付き状態にある犬を伴って基本姿勢にて作業開始申告を行い、審査員に犬の告知方法を伝える。審査員指示にて単体告知課題実施地点へと向かう。 「単体告知作業」実施地点は搜索会場外に設定される必要があり、疑似要救助者は受験犬に見られること無く、告知が実行されるべき地点へ向かわなければならない。指導手は審査員指示にて受験犬の搜索準備を整え、犬を 1 声符及び／または指符で作業開始地点より距離 20m 地点にて目視可能な、横臥または座った状態の疑似要救助者へと向かわせる。犬は最短経路で疑似要救助者へと向かい、疑似要救助者に対し即座に反応すると同時に方向を示しながら告知作業を実行する。 犬はいかなる指導手補助も受けず審査員に事前報告された告知方法にて明確に告知を実行しなければならない。その後、指導手は告知実行を審査員に告げる。告知方法に応じ指導手は審査員指示にて犬の元へ歩み寄るか、犬によって発見された疑似要救助者の元へと誘導される。告知作業終了方法（至近距離にいる指導手の元への呼び寄せまたは歩み寄り）は原則指導手判断に委ねられる。咆哮による告知作業継続実行時間は約 15 秒に及ぶべきである。審査員指示にて告知作業実行地点から近い地点にいる指導手によって犬が招呼されるか、指導手自ら犬の元へ歩み寄り、声符及び／または指符にて基本姿勢実行が促される。その後、犬は約 3m 離れた地点において休止し、指導手は疑似要救助の元まで歩み寄り、声掛けを行う。審査員指示にて指導手は犬の元へと戻り、共に基本姿勢に移る。単体告知課題作業終了後、嗅覚作業が実施される。 「ブリングセル告知」や「フリー指示告知」犬の当課題実施要領は同様とする。	

実施要領	単体告知作業実施後、指導手は広域搜索開始地点へと向かい、試験審査員に現場状況説明を受ける。試験審査員指示にて指導手は犬による搜索作業開始を促す。 犬は指導手指示に従い左右交互に対象搜索範囲を搜索する。指導手は犬による告知作業実施時以外、会場中央線上のみ移動することが認められる。 搜索実施範囲に対し、犬による時折再搜索行動を行うことは認められる。 犬が告知作業を行った後、指導手は犬を伴い会場を分断する中央線に戻り、犬に搜索再開を促す。 搜索会場終着地点到達後の搜索開始地点へ向かった逆搜索実施は認められない。 なお、搜索持ち時間内にて全要救助者発見に至っていない場合、指導手は犬に対し自らの立ち位置から後方の範囲に向かって犬出しを行うことが認められる。 広域搜索作業は指導手による作業終了申告と審査員による公表を以て終了する。
評価方法	順序立てた試験会場の搜索実施の是非 初回誤告知実行」は「40点減点」とする。 全疑似要救助者の内1名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」とし、取得可能最高合計得点数は「139点」とする。

第6章 国際救助犬瓦礫搜索試験（RH-T）嗅覚作業実施要領及び評価方法	
一般事項	搜索会場範囲は目視にて把握できるまたは各会場側面が明確に識別可能である必要がある。主催者は試験審査員と協議した上、厳守すべき安全規則が守られる方法にて隠れ場を選定、設置する。 作業開始最低10分前までに疑似要救助者配置を完了している必要がある。疑似要救助者は完全密閉された状態で配置されてはならない。隠れ場内における有毒ガスの有無の確認には特に細心の注意を払わなければならない。 疑似要救助者間の距離は最低10m必要であり、隠れ場選定に当たり他の疑似要救助者の体臭に影響を受けること無く犬が明確な告知作業が行えるよう配慮すべきである。 一旦使用された隠れ場の再使用は可能とする。配置位置変更に当たり、使用されない隠れ場は完全開放された状態に保つ等、誤告知誘発危険度を極力抑える配慮が必要となる。 瓦礫搜索A及びB段階各試験において犬が疑似要救助者を発見した際、犬にとって要救助者は目視及び接触不可能な状態にある必要があり、要救助者を覆う遮蔽物は、周囲環境と可能な限り同化する物が用いられるべきである。指導手は犬による告知実施地点より一回のみ搜索再開を促した後に瓦礫を後にするか、瓦礫外歩行可能範囲より搜索再開を促すことが認められている。 発見された疑似要救助者が隠れ場を離れない場合、犬による同一疑似要救助者に対する再告知行動は減点対象としない。この場合、指導手は犬の元へと進み、瓦礫外側から搜索再開を促すことが認められる。
	搜索開始前、指導手は選定戦術を審査員に伝える前に、犬を伴わず単独で指導手歩行可能範囲より搜索対象範囲を短い間見渡すことが認められるが、これに要する時間は搜索持ち時間に含む。この場合、犬は指示された地点にて紐無しまたはリードを固定された状態で静止する。 続けて指導手は選定した搜索開始適正地点を審査員に告げ、識別ハーネスや首輪を装着すること無く（ブリングセルは例外）その地点より犬に対し搜索開始を促す。 受験犬は指導手指示に従い搜索対象範囲を搜索すべきである。 指導手は指示された範囲を自由に歩行することが認められ、審査員許可にて瓦礫内に居る犬を追うことが可能とする。
評価対象項目	機動性、瓦礫歩行練度、機動性の種別、問題対処能力、体力及び持久力

6.1	「国際救助犬瓦礫搜索前段階試験 (RH-T V)」	最高獲得可能得点 100 点
試験内容	搜索作業実施内容	30 点
	告知作業内容	70 点
会場設定	総面積最低 400 m ² ～600 m ² 、単階層で様々な建材より構成される。搜索範囲は指導手より見渡せるべきである	
疑似要救助者	1 名（覆われた状態で隠れ場に潜む）	
搜索時間	最大 10 分間	
実施要領	審査員許可にて指導手は瓦礫内に進入し犬を追うことができる。通常、犬が指導手から適切な距離を空けた段階で該当する。	
評価方法	初回誤告知実行は「20 点減点」とする。 疑似要救助者の発見に至らなかった場合、「試験不合格」とする。	

6.2	「国際救助犬瓦礫搜索 A 段階試験 (RH-T A)」	最高獲得可能得点 200 点
試験内容	事前単体告知課題作業課題	20 点
	操作性	10 点
	搜索意欲	20 点
	機動性	10 点
	自主性	10 点
	戦術とチームワーク	10 点
	告知作業：2 名（各 60 点）	120 点
会場設定	総面積約 800 m²～1,000 m²、様々な建材からなり、一階または複数階で構成される会場の使用が認められる。建物のみ対象とする搜索会場設定は認められないが、搜索会場範囲内に幾つかの建物空間を含めることは認められる。 瓦礫搜索 A 段階試験搜索会場には暗室や暗所と瓦礫積み上げ高約 1m の低所隠れ場設定が不可欠とする。 指導手には現場状況説明図が示される。 初回搜索開始最低 15 分前までに搜索会場は犬一頭を率いる複数要員によって縦横に歩かれる必要がある。搜索範囲は指導手によって見渡せるべきである。 誘惑設定 人工煙発生機、エンジン、ハンマーや太鼓音、音声記録媒体再生、等使用される種類については試験審査員と協議した上で設定されるべきである。	
疑似要救助者	2 名（覆われた状態で隠れ場に潜む）	
搜索時間	最大 20 分間	
単体告知作業	作業実施順番を告げられた指導手は紐付き状態にある犬を伴って基本姿勢にて作業開始申告を行い、審査員に犬の告知方法を伝える。審査員指示にて単体告知課題実施地点へと向かい、作業を行う。 「単体告知作業」実施地点は搜索会場外に設定される必要があり、実施場所として明確に識別可能でなければならない。隠れ場は指導手に示される必要がある。 当作業は疑似遭難者が潜む蓋つき土管またはアラートボックス手前 10m 地点から開始される（作業開始地点は地面にマーキングされている）。 指導手は審査員指示にて受験犬の搜索準備を整え、犬を隠れ場に向かわせる。 この際、1 声符及び／または指符使用が認められる。 犬は疑似要救助者が放つ体臭を嗅ぎ当て次第、方向を示しながら告知作業を実行する。 その後、指導手は告知実行を審査員に告げ、審査員許可にて立ち位置を変更することが認められる。告知作業終了方法（至近距離にいる指導手の元への呼び寄せまたは歩み寄り）は原則指導手判断に委ねられる。 その後、犬は約 3m 離れた地点において紐無し状態にて休止し、救出活動を妨げることなく落ち着いた状態で待機する。指導手は救出作業に携わる。開口部が十分な大きさに達した段階で指導手は伏臥実行中の犬の元へと進み、疑似要救助者の元へと進ませる。	

	続く審査員指示にて疑似要救助者は隠れ場を後にする。次の審査員指示にて指導手は犬の元へと戻り、声符及び／または指符使用にて共に基本姿勢に移る。咆哮による告知作業継続実行時間は約 15 秒間に及ぶべきである。単体告知課題作業終了後、嗅覚作業が実施される。 「ブリングセル告知」や「フリー指示告知」犬の当課題実施要領は同様とする。
実施要領	「単体告知作業」実施後、指導手は引き続き実施される「瓦礫搜索 A 階梯試験嗅覚作業」開始地点へと向かい、試験審査員から現場状況説明を受ける。 犬による告知作業実施後、審査員指示にて搜索が再開される。指導手はその場から犬の搜索再開を一回のみ促すことが認められる。
評価方法	「初回誤告知実行」は「40 点減点」とする。 全疑似要救助者の内 1 名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」とし、取得可能最高合計得点数は「139 点」とする。

6.3 「国際救助犬瓦礫搜索 B 段階試験 (RH-T B)」		最高獲得可能得点 200 点
試験内容	単体告知作業 20 点 操作性 10 点 搜索意欲 20 点 機動性 10 点 自主性 10 点 戦術とチームワーク 10 点 告知作業：3 名（各 40 点） 120 点	
会場設定	総面積約 1,200 m²～1,500 m²以上、様々な建材からなり、一階または複数階で構成される会場の使用が認められる。 建物のみを対象とする搜索会場設定は認められないが、搜索会場範囲内に幾つかの建物空間を含むことは認められる。 国際救助犬瓦礫 B 段階試験搜索会場に最低設定されなければならない隠れ場 6 箇所には、暗室または暗所空間 2 箇所、瓦礫積み上げ高約 2m の低所隠れ場あるいは高さ最高 2m の高所隠れ場を含む。嗅覚搜索会場には「最低 2 種類の隠れ場の設定」が必須となる。 高所隠れ場設定時、特に風向きを考慮する。 初回搜索開始最低 15 分前までに搜索会場は犬一頭を率いる複数要員によって縦横に歩かれる必要がある。 誘惑設定 人工煙発生機、エンジン、ハンマーや太鼓音、音声記録媒体再生等使用種別については試験審査員と協議した上で設定される。	
疑似要救助者	3 名（覆われた状態で隠れ場に潜む）	
搜索時間	最大 30 分間	
単体告知作業	作業実施順番を告げられた指導手は紐付き状態にある犬を伴って基本姿勢にて作業開始申告を行い、審査員に犬の告知方法を伝える。審査員指示にて単体告知課題実施地点へと向かい、作業を行う。 「単体告知作業」実施地点は搜索会場外に設定され、実施場所として明確に識別可能でなければならない。隠れ場は指導手に示される必要がある。 当作業は疑似遭難者が潜む蓋つき土管またはアラートボックス手前 10m 地点から開始される（開始地点は地面にマーキングされている）。 指導手は審査員指示にて受験犬の搜索準備を整え、犬を隠れ場に向かわせる。 この際、1 声符及び／または指符使用が認められる。	

	犬は疑似要救助者が放つ体臭を嗅ぎ当て次第、方向を示しながら告知作業を実行する。その後、指導手は告知実行を審査員に告げ、審査員許可にて立ち位置を変更することが認められる。告知作業終了方法（至近距離にいる指導手の元への呼び寄せまたは歩み寄り）は原則指導手判断に委ねられる。その後、犬は約 3m 離れた地点において紐無し状態にて休止し、救出活動を妨げることなく落ち着いた状態で待機する。指導手は救出作業に携わる。開口部が十分な大きさに達した段階で指導手は伏臥実行中の犬の元へと進み、犬を疑似要救助者の元へと進ませる。
単体告知作業	続く審査員指示にて疑似要救助者は隠れ場を後にする。次の審査員指示にて指導手は犬の元へと戻り、声符及び／または指符使用にて共に基本姿勢に移る。咆哮による告知作業継続実行時間は約 15 秒間に及ぶべきである。 単体告知課題作業終了後、嗅覚作業が実施される。 「ブリングセル告知」や「フリー指示告知」犬の当課題実施要領は同様とする。
実施要領	国際救助犬 B 段階試験の場合、犬が疑似要救助者の元に到達した時、疑似要救助者は目視不可能且つ接触不可能な状態にある必要があり、疑似要救助者を覆う遮蔽物は可能な限り周囲と同化する必要がある。 告知作業実行後、審査員指示にて搜索作業が再開される。指導手はその場から犬の搜索再開を一回のみ促すことが認められる。
評価方法	「初回誤告知実行」は「 40 点減点」とする。 全疑似要救助者の内 1 名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」とし、取得可能最高合計得点数は「 139 点」とする。

第 7 章 国際救助犬雪崩搜索試験（RH-L）嗅覚作業実施要領及び評価方法	
一般事項	特に雪穴を作るにあたり該当安全基準を厳守しなければならない。 使用会場は全面または部分的にローラーで圧雪と共に／または複数スキー板痕を付けることが可能である。会場範囲を容易に監視可能とするため、搜索対象範囲の各側面に旗を立てて限定する。 一旦使用された雪穴の再使用は可能とするが、試験中に使用されない隠れ場は開放した状態にしておく。配置される疑似要救助者はその直前まで雪穴制作に携わってはならない。 国際救助犬雪崩搜索 A 及び B 各段階試験において犬が疑似要救助者を発見した際疑似要救助者は目視不可能且つ接触不可能な状態で配置されている必要があり、疑似要救助者を覆う遮蔽物は可能な限り目立たない物を使用すべきである。
雪崩遭難探知機の搜索 A 及び B 段階試験	雪崩遭難者探知機 1 機（発信機として使用） 雪崩遭難者探知機 1 機（受信機として使用） 作業開始申告時、指導手は持参機または主催者提供機を使用するか審査員に伝える。境界線が明確に目視可能な範囲（ 20×20m ）にて雪崩遭難者探知機が雪中に埋められる。 国際救助犬雪崩搜索 A 段階試験の雪中に埋める深さは 30cm 、国際救助犬雪崩搜索 B 段階試験の場合は 50cm とする。 指導手は最大 5 分以内に雪崩遭難者発信機を捜し当て、審査員に告げなければならない。戦術選定は指導手に委ねられる。 設定作業時間を超過した場合、当試験課目は「 0 点」と見なされる。
実施要領	犬は指導手指示に従い搜索範囲を順序立てて搜索すべきである。犬が指導手から最低 30 歩離れた場合、犬が告知作業を開始した場合、または審査員の指示があった場合に、指導手は嗅覚作業開始時の立ち位置を離れることができる。当試験嗅覚作業は指導手の作業終了申告及び審査員による公表を以って終了する。
告知作業 A 及び B 段階試験	指導手は告知作業実施を審査員に申告した後、審査員指示にて発見現場に向い、告知実行地点をマークする。審査員指示にて、疑似要救助者救出作業終了を待たずに搜索作業を再開する。

7.1 「国際救助犬雪崩捜索 前段階試験 (RH-L V)」		最高獲得可能得点 100 点
試験内容	捜索作業実施内容	30 点
	疑似要救助者に対する告知作業	70 点
会場設定	総面積約 5,000 m ² 、雪穴設定個数最低 3 箇所 各雪穴進入口は犬による雪掻き行為によって疑似要救助者の元へ進入可能な方法にて雪ブロックで塞がれる必要があり、隠れ場が会場周囲に同化するよう、設定される必要がある。	
疑似要救助者	捜索開始最低 10 分前までに疑似要救助者 1 名の配置を完了し、疑似要救助者は捜索実施中静かにしている必要がある。	
捜索時間	最大 10 分間	
実施要領	捜索作業中、指導手によるスノーブーツかクロスカントリースキー装着が認められる。 指導手は捜索作業開始地点に向かい、審査員によって現場説明を受ける。 指導手指示に従い犬は捜索範囲を順序立て捜索すべきである。 犬が指導手から最低 30 歩離れた場合、犬が告知作業を開始した場合、または審査員の指示があった場合に、指導手は嗅覚作業開始時の立ち位置を離れることができる。 試験会場への立ち入りの是非については、試験審査員が判断する。	
告知作業	犬による疑似要救助者の元への進入は認められ、審査員指示にて指導手は疑似要救助者を救出し、発見地点をマークする必要がある。	
評価方法	● 順序立てた捜索範囲の捜索実施の是非 ● 犬による集中的な掘り起こし及び進入態度 「初回誤告知実行」は 20 点減点」とする。 審査員は、現場における風や熱学現象を考慮し、犬が疑似要救助者体臭を嗅ぎ当てることが不可能な場合にのみ「誤告知」と認定することができる。 設定疑似要救助者発見に至らなかった場合、「試験不合格」とする。	

7.2 「国際救助犬雪崩捜索 A 段階試験 (RH-L A)」		最高獲得可能得点 200 点
試験内容	単体告知作業	20 点
	雪崩遭難者探知作業	10 点
	操作性	10 点
	捜索意欲	10 点
	機動性	10 点
	自主性	10 点
	戦術とチームワーク	10 点
	告知作業：2 名（各 60 点）	120 点
会場設定	総面積約 8,000m ² の積雪会場、雪穴設定数最低 5 箇所。 各雪穴進入口は犬による雪掻き行動によって設定疑似要救助者の元への容易な進入が困難となるよう、雪ブロックで塞がれる必要がある。 捜索開始直前並び捜索中、捜索会場は犬一頭を率いる最低要員 3 名によって縦横に歩かれる、またはスキー滑走される必要がある。	
疑似要救助者	2 名（地表より深さ 80cm 位置に配置） 捜索開始最低 20 分前までに疑似要救助者の配置を完了し、疑似要救助者は捜索実施中静かにしている必要がある。 疑似要救助者間の距離は、犬の明確な告知実行を保障しなければならない。	
捜索時間	最大 15 分間 第 1 疑似遭難者救出作業中、時間計測は中断される。	

単体告知作業	作業実施順番を告げられた指導手は紐付き状態にある犬を伴って基本姿勢にて作業開始申告を行い、審査員に犬の告知方法を伝える。審査員指示にて単体告知課題実施地点へと向かい、作業を行う。 「単体告知作業」実施地点は搜索会場外に設定される必要があり、実施場所として明確に識別可能でなければならない。隠れ場は指導手に示される必要がある。 当作業は疑似要救助者が潜む雪穴手前 10m 地点から開始される（作業開始地点は地面にマーキングされている）。 雪穴への進入口は犬が雪掻き行動により疑似要救助者の元へと進入可能な状態となるよう、雪ブロックによって塞がれるべきである。 指導手は審査員指示にて受験犬の搜索準備を整え、犬を隠れ場に向かわせる。 作業開始を促す 1 声符及び／または指符の使用が認められる。疑似要救助者配置地点において犬は疑似要救助者が放つ体臭を嗅ぎ当て次第、告知作業を実行する。その後、指導手は告知実行を審査員に告げ、審査員許可にて立ち位置を変更することが認められる。告知作業終了方法（至近距離にいる指導手の元への呼び寄せまたは自らの歩み寄り）は原則指導手判断に委ねられる。 その後、犬は約 3m 離れた地点において紐無し状態にて休止し、救出活動を妨げることなく落ち着いた状態で待機する。指導手は救出作業に携わる。進入用開口部が十分な大きさに達した段階で指導手は伏臥実行中の犬の元へと進み、再度疑似要救助者の元へと進入させる。続く審査員指示にて疑似要救助者は隠れ場を後にする。 次の審査員指示にて指導手は声符及び／または指符使用にて犬と共に基本姿勢に移行する。 咆哮による告知作業継続実行時間は約 15 秒間に及ぶべきである。単体告知課題作業終了後、嗅覚作業が実施される。 「ブリングセル告知」や「フリー指示告知」犬の当課題実施要領は同様とする。
実施要領	搜索作業中、指導手によるスノーブーツ着用やクロスカントリースキー装着が認められる。 指導手は搜索作業開始地点に向かい、審査員によって現場状況説明を受け、立てた戦術に基づき犬の搜索開始を促す。 犬が指導手から最低 30 歩離れた場合、犬が告知作業を開始した場合、または審査員の指示があった場合に、指導手は嗅覚作業開始時の立ち位置を離れることができる。 試験会場への立ち入りの是非については試験審査員が判断する。 搜索作業は、救出作業終了を待つことなく審査員指示にて継続される。
評価方法	「初回誤告知実行」は「40 点減点」とする。 全疑似要救助者の内 1 名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」とし、取得可能最高合計得点数は「139 点」とする。

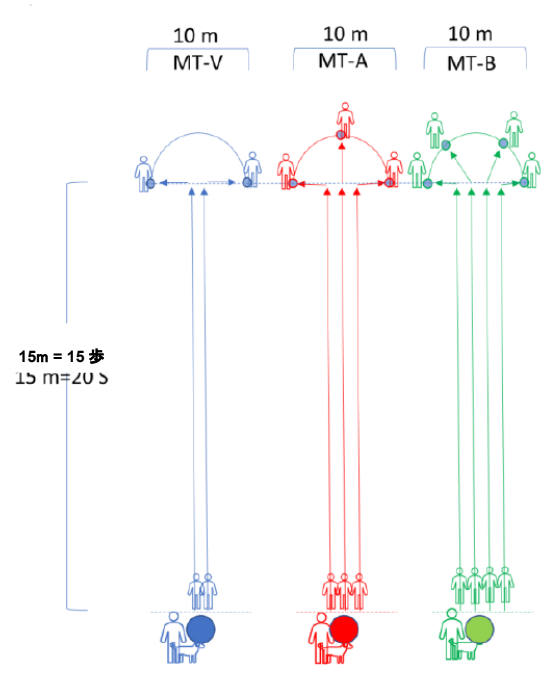
7.3	「国際救助犬雪崩搜索 B 段階試験 (RH-L B)」	最高獲得可能得点 200 点
試験内容	単体告知作業 雪崩遭難者探知作業 操作性 搜索意欲 機動性 自主性 戦術とチームワーク 告知作業：3 名（各 40 点）	20 点 10 点 10 点 10 点 10 点 10 点 10 点 120 点
会場設定	総面積約 12,000 m ² の積雪会場、雪穴設定数最低 5 箇所 各雪穴進入口は犬による雪掻き行動によって設定疑似要救助者の元への容易な進入が困難となるよう、雪ブロックで塞がれる必要がある。 搜索開始直前並びに搜索中、搜索会場は犬一頭を率いる最低要員 3 名によって縦横に歩かれる、あるいはスキー滑走される必要がある。	

疑似要救助者	3名（地面より深さ 120cm 位置に配置） 捜索開始最低 20 分前までに疑似要救助者の配置を完了し、疑似要救助者は捜索実施中静かにしている必要がある。 配置された疑似要救助者間の距離は犬の明確な告知実行を保障する必要がある。
捜索時間	最大 25 分間
単体告知作業	作業実施順番を告げられた指導手は紐付き状態にある犬を伴って基本姿勢にて作業開始申告を行い、審査員に犬の告知方法を伝える。審査員指示にて単体告知課題実施地点へと向かい、作業を行う。 「単体告知作業」実施地点は捜索会場外に設定される必要があり、実施場所として明確に識別可能でなければならない。隠れ場は指導手に示される必要がある。 当作業は疑似遭難者が潜む雪穴手前 10m 地点から開始される（開始地点は地面にマーキングされている）。 雪穴への進入口は犬が雪掻き行動により疑似要救助者の元へと進入可能な状態となるよう、雪ブロックによって塞がれるべきである。 指導手は審査員指示にて受験犬の捜索準備を整え、犬を隠れ場に向かわせる。 作業開始を促す 1 声符及び／または指符の使用が認められる。疑似要救助者配置地点において犬は疑似要救助者が放つ体臭を嗅ぎ当て次第、方向を示しながら告知を実行する。その後、指導手は告知実行を審査員に告げ、審査員許可にて立ち位置を変更することが認められる。告知作業終了方法（至近距離にいる指導手の元への呼び寄せまたは自らの歩み寄り）は原則指導手判断に委ねられる。その後、犬は約 3m 離れた地点において紐無し状態にて休止し、救出活動を妨げることなく落ち着いた状態で待機する。指導手は救出作業に携わる。開口部が十分な大きさに達した段階で指導手は伏臥実行中の犬の元へと進み、再度疑似要救助者の元へと進入させる。続く審査員指示にて疑似要救助者は隠れ場を後にする。次の審査員指示にて指導手は声符及び／または指符使用にて犬と共に基本姿勢に移る。 咆哮による告知作業継続実行時間は約 15 秒間に及ぶべきである。単体告知課題作業終了後、嗅覚作業が実施される。 「ブリングセル告知」や「フリー指示告知」犬の課題実施要領は同様とする。
実施要領	指導手によるクロスカントリースキー板装着を義務とする。 指導手指示に従い犬は捜索範囲を順序立て捜索すべきである。 指導手は立てた戦術に基づき犬の捜索開始を促す。 犬が指導手から最低 30 歩離れた場合、犬が告知作業を開始した場合、または審査員の指示があった場合に、指導手は嗅覚作業開始時の立ち位置を離れることができる。試験会場への立ち入りの是非については試験審査員が判断する。
評価方法	「初回誤告知実行」は「40 点減点」とする。 全疑似要救助者の内 1 名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」とし、取得可能最高合計得点数は「139 点」とする。

第 8 章 国際救助犬マントレーリング試験 (RH-MT) 実施要領及び評価方法	
一般事項	全試験段階において試験開始前に受験チームの作業実施順序が抽選される。
全般事項	いかなる会場でも使用が認められる。選定作業は試験実行委員長が行う。トレールコースは GPS 機または地図を用いて完全に記録されなければならない。 受験犬毎に新たなトレールが異なった会場にて設定される必要がある。 トレールコースは可能な限り自然で地形に則したものとし、地形の変化を含まなければならない。会場は森、草原や畑等を含む田園地帯または環境が静かな交通量が少ない市街地が選定対象となり、小道や道路横断箇所を含むことが認められる。 トレール設定後犬の作業開始までに、少なくとも市街地のトレールコース部分は、複数の第三者によって横断されなければならない。誘惑トレール設定されていない場合、審査員は設定を指示する権限を有する。 トレール設定要員は終着地点で車両に乗車し一旦現場を離れ、トレール作業開始までに乗車地点に戻る。トレール設定要員が乗車する車両は、設定された体臭痕を交差してはならない。 トレール設定要員は、トレール設定の 14 日前から試験会場に立ち入ってはならない。トレール設定要員は指示された作業開始地点より「常歩」にて指定コースを進む必要がある。トレール設定要員は車両、バス停、ベンチ、建物の前、交差点等、目標物となる地点よりトレール設定作業を開始する。トレール開始地点に短時間留まった後、「常歩」にて指示された方向へトレール設定を開始する。 トレール設定作業実施後、設定要員は試験審査員または試験実行委員長に必要となる情報を含む詳細なコース図を手渡す。場合によって設定トレールコースは GPS 機に記録される。トレール設定要員は指導手と知り合いであっても良いが、家族構成員であってはならない。 トレール設定後、トレール設定要員はトレールより 2.5km 圏内に接近してはならない。トレール設定要員は作業中いかなる食料品や玩具も携帯してはならない。 作業開始最低 15 分前までにトレール設定要員は全ての窓が閉まった、クーラーや換気機能が止められた状態にある車両にて、設定トレールを交差すること無く、遠回りで配置位置に送迎される。 搜索対象者（トレール設定要員）は無反応状態でトレール終着地点にて留まる必要がある。その他終着地点付近にいる第三者は疑似要救助者より最低 5m 距離を空ける必要がある。
トレール・ヘルパー	試験主催者側より、公共の場における受験チームの安全確保（交差点、横断歩道、等）を担うトレール・ヘルパーが提供される。必要に応じてリュックサックや場合によっては水を携帯する。受験チームが遺留品を作業中携帯する場合、トレール・ヘルパーが代わりに携帯することも認められる。なお、トレール・ヘルパーは搜索作業に加わってはならず、作業中指導手と意思疎通を図ってはならない。
遺留品	トレール設定要員は移行臭が十分に付着した遺留品のみ使用することが認められる。これらはトレール設定開始最低 1 時間前からズボンポケット内または身体に密着させた状態で携帯される必要がある。 使用される移行臭付着遺留品は、トレール設定作業開始直前にトレール設定要員自らが未使用ビニール製袋に入れ、付着臭が漏れないよう密閉される。この袋は更にねじ込み蓋付きガラス製容器に収められる。この密閉され、識別が施された容器は試験実行委員長に手渡される。 トレール設定要員遺留品が含まれる密閉容器が搜索開始直前に指導手に示される。遺留品を密閉容器を作業中に持参するか否かは指導手判断に委ねられる。 トレール上の体臭残留方向を指導手に伝えることは禁止されている。

実施要領	作業順番まで指導手は犬と共に待機する。搜索準備が整った犬は全長最短 5m、最長 10m の搜索リード、首輪、そして搜索ハーネスを装着した状態で指導される。トレーリング作業中、搜索ハーネス装着のみ認められ、装着は義務とする。 指導手は紐付き状態にある犬と共に作業開始申告を行い、犬の告知方法を試験審査員に伝える。審査員は指導手に対し現場状況と指導手が自由に動ける嗅覚作業開始範囲に付いて説明する。 その後、搜索時間計測が開始される。搜索開始時に必要に応じて行う「搜索開始儀式」を、作業開始申告を行う前または搜索時間計測が開始した後に行うかは、指導手判断に委ねられる。 続けて審査員指示にてトレール・ヘルパーより指導手に手渡されるトレール設定要員の犬によるトレール設定員の遺留品が放つ体臭の確認、記憶作業が行われる。犬は自主的または指導手声符にて作業開始範囲内より臭気を嗅ぎ当て、目的意識且つ持久力が見られる態度でトレールを追う。 マントレーリング作業においては状況把握及び搜索対象となる要救助者に関する情報収集が基となり、選定される戦術のトレール作業への反映方法の鍵となる。 指導手は搜索会場の気象条件、熱学に基づく気流と会場の特徴を考慮した状況把握を行う。審査員より得た情報に基づき指導手は状況を把握する器量を有する必要がある、戦術を試験審査員に伝えなければならない。搜索中の戦術変更は審査員に報告される。 犬がトレールを嗅ぎ当てられない場合、救助犬指導手チームがそのまま嗅ぎ当てに時間を費やすことは認められるが、作業持ち時間内とする。犬が明確に作業実行を拒絶した場合や、課せられた課題解決が明確に不可能と判断した場合、審査員は作業中止を言い渡す権限を有する。 試験審査員は、受験チーム後方を適切な距離を空けて追う。指導手にはトレール作業を一時中断し休憩を取る権利が与えられているが、休憩に要した時間は搜索設定時間に含む。 作業中、指導手は犬の頭部、目及び鼻を拭く、または犬に水を与えることが認められる。なお、トレール設定要員に対する告知作業実行中の指導手及び／または要救助者によるいかなる補助行為も禁止されている。 犬は発見した疑似要救助者を、作業開始前に指導手が審査員に報告した告知方法にて、いかなる指導手関与を受けることなく明確に告知しなければならない。 指導手は搜索中休息をとることが認められるが、搜索時間計測は中断されない。風向きや浮遊臭状況によって、犬がトレールから外れた方向に向かってトレーリングを開始した場合、犬に搜索再開を促すことが認められる。 嗅覚作業はトレール設定要員発見、指導手自らの作業中止または審査員による作業中止、或は設定作業時間超過により終了する。最後に指導手作業終了申告と審査員評価公表が実施される。
評価方法	試験審査員は乗り物（スクーター等）に乗ってトレールを追うことが認められる。 必要に応じ次のトレールへの車両移動が必要となった場合、主催者によって移動手段が提供される必要がある。 試験審査員は犬によるトレール嗅ぎ当て作業、トレーリング態度及びトレールを追う方法並びにトレール設定要員に対する告知作業の自主性を評価する。トレール作業開始範囲における正しい指導、トレーリング中のリード・ハンドリング及び交通に注意を払うことが前提とされる。 犬は積極的な搜索態度を示す必要がある。臭跡追及または維持とは、犬が安定且つ目的意識が見られる態度で、全トレールコースに沿って明確かつ自主的な搜索態度が確認出来ることを言う。トレール離脱行為は、犬が自主的に戻り、続くトレールを追うことができる状態にある限り、減点対象とならない。

	指導手は、特に試験実施中、下記の事項に注意すべきである： - トレールコース全体把握 - 犬との協調性、意志疎通及び、犬が発信する情報の読み取り - 正確な搜索リード操作 - 発見された疑似要救助者に対する問いかけ 情報収集及び問いかけで得た情報により完全に現場状況を把握し、選択した戦術を忠実に搜索作業に反映したかが評価される。更に指導手が作業開始時に犬をトレール嗅ぎ当てさせるか否か、その際の指導方法や状況に応じて犬に再度遺留品を嗅がせるかも評価対象となる。例えば、交差点において犬がトレールを見失ったことを指導手が確信した場合、適切な地点より犬をトレールに向かわせ、トレール到達時にトレールを再度追わせるかということも、評価上重要な判断材料となる。 犬が臭気を一時的に失った場合、受験チームは臭気を失った地点にて作業再開を試みることが許されるが、作業時間はそのまま計測する。 臭気痕は風によって流されることが予想されるため、実際にトレール設定要員が歩いたコースより数メートル反れた地点で犬が臭気を嗅ぎ当てる場合がある。犬がトレール設定要員の進行方向を守る限り、誤行動と見なされない。搜索実施時、臭気痕は平行した路地や道路へ移行していることも想定すべきであるため、犬が臭気痕を追い最終的に疑似要救助者の元へと到達した後、発見に至れば誤行動と見なされない。 例えば、トレール設定要員が交差点にて左折し、次の道を右折した上で直進したと仮定し、犬が前記最初の交差点をそのまま直進し、次の交差点に差し掛かった際、臭気を左側から感知することで左折した上で臭気を追うことも認められる。道路が窪んだ箇所や交差点における臭気流入も想定すべきである。このような箇所に対し、トレール設定要員が歩いたコースを再発見した上で追うことが可能になるまで、犬はその都度確認行為を繰り返すことが認められる。 特に追い風が吹く場合、各種コーナー部（道路、建物凹凸部）において臭気が巻き込まれること無くそのまま前方へ通過する場合もある。よってこのような箇所において犬は確認のため一旦コーナーを通過することが認められる。犬が確認行動をしていることに指導手が気付いた場合、作業を中断することが可能である。 犬のコンディションや搜索意欲が低迷（搜索過程において作業に対する興味が薄らぐ及び／または指導手による搜索継続に必要なモチベーション向上を目的とする数回の声掛けが必要な場合）した場合、評価に影響を及ぼす。 犬の搜索速度及び鼻の保持位置は二次的要素であるため、試験合格並びに評価決定には影響を及ぼさない。交通量を考慮し、安全確保のため指導手は適切な搜索速度を調整する技量を有する必要がある。 犬が指導手を明確に相違する方向に導いた場合、嗅覚作業は「中止」される。 試験審査員は、犬による自主的な作業継続が不可能と判断した場合、「嗅覚作業中止」を言い渡す権限を有する。 指導手による過度な補助行為によって犬の疑似要救助者発見に至った場合、作業は「中止」される。搜索持ち時間が超過した場合は、「不合格」とする。 告知作業 犬が指導手関与を受けること無くトレール設定要員を自主的に発見し、認識するかが評価される。指導手は、犬の告知を試験審査員に対し明確に確認可能な合図または口頭で告げる。犬がトレール設定員に対し明確な告知を行わない、または告知を実行しなかった場合や、第三者に対し告知を行った場合、「試験合格」に至らない。犬によるトレール設定員に対するいかなる迷惑行為も相応の減点がされる。
--	--

臭気選別	臭気選別作業開始時に各トレール設定要員が自らの体臭が移行した遺留品を試験審査員に手渡し、各要員がトレール設定作業を開始した後に、その都度審査員が使用遺留品を選定する。指導手が各遺留品とトレール設定要員との関連性を予測できないようにするために、遺留品は数字や文字等抽象的な印によって区別可能とすべきである。 トレール設定要員数： MT-V ⇒ 2 名 MT-A ⇒ 3 名 MT-B ⇒ 4 名 トレール設定員は、地面に印された線より一斉に同一歩行速度にて並列した状態で前方 15m（20 歩）にある半径 5m の半円底辺線に向かって進み、受験段階に応じて、半円上に設定されている各地点にてトレール設定開始地点に背を向けた状態で静止する。 指導手は、審査員指示にて犬の搜索準備を整える。指導手には要員が残した遺留品の内一つが手渡され、指導手は犬のリードを脱着した上で、1 声符及び／または指符にて前方 20 歩付近にて指導手に背を向けた状態で静止している要員群に向かわせる。 受験犬は最短経路で要員群を認知、到達後正しい要員に対し告知作業を実行すべきである。告知作業は事前通知された種別方法で行われなければならない。指導手は犬の告知実行を試験審査員に報告し、審査員指示にて犬の元へと進み、告知作業を終了させる。告知作業終了方法（歩み寄りまたは招呼）は原則指導手判断に委ねられる。 臭気選別課題は訓練練習場、芝生、駐車場等で実施可能とする。 
------	--

8.1	「国際救助犬マントレーリング前段階試験 (RH-MT V)」	最高獲得可能得点 100 点
試験内容	体臭痕嗅当て作業	10 点
	体臭痕追及及び維持	40 点
	トレール設定要員の発見及び告知作業内容	40 点
	疑似要救助者臭気選別作業	10 点
トレール特性及び全長	全長 1,000 歩（約 500m）、方向変換地点 2 箇所、地表変更 1 箇所、道路及び／または路地（小道）交差点 1 箇所	
トレール設定後経過時間	60 分	
搜索時間	20 分間	
評価方法	犬による課題解決が不可能と判断した場合、審査員は作業中止を言い渡す権限を有する。トレール設定要員が犬によって発見されなかった場合、「試験合格」に至らない。	

8.2 「国際救助犬マントレーリング A 階試験 (RH-MT A)」		最高獲得可能得点 200 点
試験内容	体臭痕嗅当て作業	20 点
	体臭痕追及及び維持	70 点
	指導手態度	20 点
	戦術及びチームワーク	20 点
	トレール設定要員の発見及び告知作業内容	50 点
	疑似要救助者臭気選別作業	20 点
トレール特性及び全長	全長 2,000 歩 (約 1,000m)、向変換地点 3 箇所、地表変更最低 1 回、道路交差点 1 箇所、誘惑設定あり (コース 600～800m 地点にて「見知らぬ者」がトレール上に座ったまたは横臥した状態にて待機)	
トレール設定後経過時間	4 時間	
作業時間	45 分間	
評価方法	犬による課題解決が不可能と判断した場合、審査員は作業中止を言い渡す権限を有する。トレール設定要員が犬によって発見されなかった場合、「試験合格」に至らない。	

8.3 「国際救助犬マントレーリング B 階試験 (RH-MT B)」		最高獲得可能得点 200 点
試験内容	体臭痕嗅当て作業	20 点
	体臭痕追及及び維持	70 点
	指導手態度	20 点
	戦術及びチームワーク	20 点
	トレール設定要員の発見及び告知作業内容	50 点
	疑似要救助者臭気選別作業	20 点
トレール特性及び全長	全長 4,000 歩 (約 2,000m)、方向変地点所最低 4 箇所、道路交差点 2 箇所、地表変更最低 1 回、「市街地／平地比率」比率は 1 対 1 であるべきである。	
トレール設定後経過時間	6 時間	
作業時間	60 分間	
評価方法	犬による課題解決が不可能と判断した場合、審査員は作業中止を言い渡す権限を有する。トレール設定要員が犬によって発見されなかった場合、「試験合格」に至らない。	

第9章 国際救助犬水難救助試験（RH-W） 嗅覚作業実施要領及び評価方	
一般事項	受験中の犬の水中作業用ハーネスまたは適切な取手付き救命胴衣の装着を義務とする。識別ハーネスの使用は禁止されている。 当試験課目実施に当たり犬が作業中大半泳ぐ必要となる、且つ容易に岸边へ登れる岸部にある会場が選定されなければならない。 水中及び乗船中の全関係者によるウェットスーツまたは救命胴衣の装着を義務とする。指導手はウェットスーツまたは救命胴衣、犬は犬用救命胴衣または適切な作業用ハーネスを装着している必要がある。 各国際救助犬水難試験では、持久力確認を目的として常に「試験課目遠泳」が最初に実地され、複数頭が同時に遠泳を行う合同遠泳作業も実施可能とする。続く各試験課目作業実施前に犬を最低 60 分間休息させる必要がある。

9.1	「国際救助犬水難救助前段階試験（RH-W V）」	最高獲得可能得点 100 点
試験課目	「岸边からの救助ロープ水中運搬」	30 点
	「岸边からの水難者救出牽引」	70 点
9.1.1 試験課目 「岸边からの救助ロープ水中運搬」		
使用器具及び要員	サーフボード 1 枚、ボート用着岸ロープ（全長 約 30m）	
使用可能声指符	任意の声指符の使用が認められる。	
実施要領	岸边から約 25m 沖合にサーフボードに乗った試験要員が待機する。指導手は犬を伴い基本姿勢にて岸边にて待機している。指導手指示にて犬はサーフボードに乗っている要員の元へと泳ぐ。サーフボード搭乗要員は犬に約 30m のロープ端を犬に咥えさせ、犬は要員を岸边に向かって水中牽引する。	
評価方法	犬が咥えているロープ端を離した場合、減点対象とする。 ロープ端を離すことにより作業が一時中断され、その後犬が自発的にロープを咥え直した場合、当試験課目評価は「2 評価減評」とする。 指導手による追加声符使用（2 評価減評）にて犬がロープ端を指導手の元まで持来しない場合、当試験課目獲得点数は「0 点」とする。	
9.1.2 試験課目 「岸边からの水難者救出牽引」		
使用器具及び要員	水中にウェットスーツ装着試験要員 1 名が待機	
使用可能な声指符	任意の声指符の重複使用が認められる。	
実施要領	溺れるふりをしながら救出要請を叫ぶ要員が岸より沖合 25m 地点にて待機する。 指導手指示で受験犬は疑似要救助者の元へと泳ぎ、犬の装着するハーネスまたは救命胴衣を疑似要救助者が掴み次第、犬は疑似要救助者を岸に向かって水中牽引する。犬が疑似要救助者を岸边の浅瀬に牽引した段階で指導手は救出された者の元へ進み、必要となる救命処置を行う。	
評価方法	犬が疑似要救助者の元へ最短経路で向かわない、岸边への水中牽引が最短経路で実行されない場合、相応の減点とする。 犬が疑似水難要救助者を水中牽引しない場合、当試験課目得点は「0 点」とする。	

9.2 「国際救助犬水難救助 A 段階試験 (RH-W A)」		最高獲得可能得点 200 点
試験課目	第一試験課目「岸边からの救助器具水中運搬」(救助ロープ、距離 25m)	20 点
	第二試験課目「岸边からの水難者救出牽引」(救助ハーネス、距離 25m)	60 点
	第三試験課目「ボートからの救助器具水中運搬」(救助ロープ、距離 25m)	20 点
	第四試験課目「ボートからの水難者救出牽引」(救助ハーネス、距離 25m)	60 点
	第五試験課目「自走不能ボートの水中牽引」(手漕ぎボート、距離 25m)	40 点
9.2.1 試験課目 「岸边からの救助器具水中運搬」 (救助ロープ、距離 25m)		
使用器具及び要員	オール付き手漕ぎボート 1 艘と乗船要員 1 名、ウェットスーツ装着要求者役要員 1 名、救命胴衣に装着されたロープ付き救助用浮き輪 (全長 約 30m)	
使用可能声指符	「水難要救助者の元への救助用浮き輪水中運搬を促す」1 声符及び／また指符 「引き渡しを促す」1 声符及び／また指符	
実施要領	岸边から沖合 25m 地点にて手漕ぎボート乗船要員が待機する。 指導手は長さ約 30m のボート着岸ロープ片端を犬に咥えさせる。指導手指示にて犬をボートへ泳がせ乗船要員に咥えるロープ端を引き渡す。指導手によってボートが岸边へ手繰り寄せられる間犬はボートと平行に泳ぎ、岸边へと向かう。 ボートが岸に到達次第指導手は犬を招呼し、作業を終了する。	
評価方法	ロープ咥え上げの誤りまたはロープを落とした場合、ボート並泳作業において誤りが見られた場合、相応の減点がされる。 犬がロープを乗船要員元へ水中運搬しない場合、当試験課目は「0 点」とする。	
9.2.2 試験課目 「岸边からの水難者救出牽引」(救助ハーネス、距離 25m)		
使用器具及び要員	水中にてウェットスーツ装着要員 1 名が待機	
使用可能声指符	任意の声指符の重複使用が認められる	
実施要領	溺れるふりをしながら救出要請を叫ぶ要員が岸から沖合 25m 地点にて待機する。 指導手指示で犬は疑似要救助者の元へと泳ぐ。犬の装着するハーネスまたは救命胴衣を疑似要救助者が掴み次第、犬は自発的に疑似要救助者を岸に向かって水中牽引する。犬が疑似要救助者を岸边の浅瀬に牽引した段階で、指導手は救出された者の元へと進み、引き続き必要となる処置を行う。	
評価方法	ロープ咥え上げの誤りまたはロープを落とした場合、相応の減点がされる。 犬が疑似要救助者を岸边へ水中牽引しない場合、当試験課目得点は「0 点」とする。	
9.2.3 試験課目 「ボートからの救助器具水中運搬」 (救助ロープ、距離 25m)		
使用器具及び要員	モーターボート 1 艘と操舵要員 1 名、手漕ぎボート 1 艘と乗船要員 1 名、ボート用着岸ロープ (全長約 30m)	
使用可能声指符	「水中への飛び込みを促す」 1 声符または指符 「手漕ぎボート向かえを促す」1 声符または指符 「モーターボート戻りを促す」1 声符または指符	
実施要領	救助犬指導手チームは操舵要員と共にモーターボートに乗船する。直線距離で約 25m 離れた地点で手漕ぎボートに乗船する要員 1 名が待機。 指導手指示にて犬は水中に飛び込み、指導手は全長約 30m のロープ片端を犬に咥え、保持させる。指導手による更なる指示で犬は手漕ぎボートへと泳ぎ乗船要員にロープ端を渡す。指導手が手漕ぎボートをモーターボートに向かって手繰り寄せる間、犬は手漕ぎボートと平行に泳ぐ。モーターボートから手漕ぎボート漂流を阻止できる距離に近づいた段階で要員が手漕ぎボート固定を行う。指導手による犬の呼び寄せ、乗船モーターボート内への引き上げにて当試験課目作業が終了する。	

評価方法	ープ咥え上げの誤りまたはロープを落とした場合、手漕ぎボートとの並泳、水中飛び込み、ボートへの接近またはボートに引き上げられる際に失敗した場合、相応の減点とする。 犬が救助ロープを乗船要員の元へ運搬することを拒絶した場合、当試験課目は「0点」とする。
9.2.4 試験課目 「ボートからの水難者救出牽引」 (救助ハーネス、距離 25m)	
使用器具及び要員	モーターボート 1 艘、操縦要員 1 名、水中にウェットスーツ装着要員 1 名が待機
使用可能声指符	任意の声指符の重複使用が認められる
実施要領	救助犬指導手ペアが操舵要員と共に乗船するモーターボートより 25m 地点に、溺れるふりをしながら救援要請を叫ぶ疑似要救助者が待機。 指導手指示にて犬は水中に飛び込み疑似要救助者の元へと泳ぐ。疑似要救助者が犬の装着するハーネスまたは救命胴衣を掴み次第、犬は自主的に疑似要救助者をモーターボートへと水中牽引する。 ボートより救出可能な距離に疑似要救助者が到達次第、救出要員が必要な救出処置を行う。 指導手は犬を呼び寄せ、乗船モーターボート内へと引き上げ、当試験課目作業を終了する。
評価方法	犬が疑似要救助者の元へ最短距離にて泳がない、最短距離にて水中牽引を実施しない、水中飛び込みやボートへの接近及びボート引き上げ中に失敗があった場合、相応の減点とする。 犬が疑似要救助者の水中牽引を拒絶した場合、当試験課目得点は「0点」とする。
9.2.5 試験課目 「自走不能ボートの水中牽引」 (手漕ぎボート、距離 25m)	
使用器具及び要員	手漕ぎボート 1 艘、操舵要員 1 名 先端が太い、全長約 3m のボート着岸ロープ 1 本がボートに固定された状態
使用可能声指符	任意の声指符の重複使用が認められる
実施要領	岸边より沖合 25m 地点にて漂流する手漕ぎボート内に乗船要員が横たわる。 指導手指示にて犬は漂流するボートへと泳ぎ、ボートから水中に垂れ下がっているロープを自主的に捜し当て、咥えながらボートを岸に向けて水中牽引する。ボートが岸に到達次第、指導手は犬にロープを放すよう命じ、救出した乗船要員の救命処置を実施する。
評価方法	犬が直接ボートに向かって泳がない、水中に垂れ下がったロープを即座に咥えない、水中牽引を直ちに実施しない場合、相応の減点とする。 犬がボートの水中牽引を拒絶した場合、当試験課目得点は「0点」とする。

9.3 「国際救助犬水難救助 B 段階試験 (RH-W B)」 最高獲得可能得点 200 点	
試験課目	第一試験課目「岸边からの救助器具水中運搬」(距離 40m) 20 点
	第二試験課目「岸边からの水難者救出牽引」(距離 40m) 60 点
	第三試験課目「ボートからの救助器具水中運搬」(距離 40m) 20 点
	第四試験課目「ボートからの水難者救出牽引」(距離 40m) 60 点
	第五試験課目「自走不能ボートの水中牽引」(距離 40m) 40 点
9.3.1 試験課目 「岸边からの救助器具水中運搬」 (距離 40m)	
使用器具及び要員	モーターボート 1 艘と操舵要員 1 名、ウェットスーツ装着要員 1 名、ロープ付き救助用浮輪 1 個
使用可能声指符	「疑似水難要救助者の元への救助用浮き輪運搬を促す」1 声符及び／または指符 「受け渡しを促す」1 声符及び／または指符

実施要領	沖合 40m を岸と並行に航行するモーターボートから要員が水中に落ち、溺れる演技をする。モーターボート操舵要員はこの事態に気が付くことなく航行を継続する。指導手は岸边から救出用浮輪を疑似要救助者に向かって水中投擲する。指導手指示にて犬は救出用浮輪へと泳ぎ、浮輪に装着されたロープを咥えた上、疑似要救助者の元へと水中運搬し、浮輪を掴ませる。 その後、犬は疑似要救助者がしがみ付く救出浮輪を岸に向け自主的に水中牽引する。犬が岸边に到達次第、指導手は救出された疑似要救助者に近付き、続けて必要となる処置を行う。
評価方法	犬によるロープ咥え上げの誤り、または落とす行為は相応の減点がされる。 犬が疑似水難要救助者の水中牽引を拒絶した場合、当試験課目は「0 点」とする。
9.3.2 試験課目 「岸边からの水難者救出牽引」 (距離 40m)	
使用器具及び要員	モーターボート 1 艘と操舵要員 1 名、動かず漂流するウェットスーツ装着要員 1 名
使用可能な声指符	任意の声指符の重複使用が認められる
実施要領	岸と並行して沖合 40m 航行中のモーターボートから要員が水中に落ち、静かに浮遊する。モーターボート操舵要員はこの事態に気が付くことなく航行を継続する。指導手指示で犬は溺れている疑似要救助者の元へと泳ぐ。犬は救命胴衣または取手付き水中作業用ハーネスを装着している。犬が装着する救命胴衣の取手を掴める距離に犬が近づくまで疑似要救助者は静かに浮遊する。その後、犬は疑似要救助者の岸边へ向けた水中牽引を実施する。 犬が疑似要救助者と共に岸边に到達した段階で指導手は疑似要救助者の元へと進み、必要となる救命処置を行う。
評価方法	犬が最短距離にて疑似要救助者に向かわない、最短距離で水中牽引を実行しない、または岸边における救命処置を妨害する行為は、相応の減点がされる。 犬が要救助者の水中牽引を拒絶した場合、当試験課目得点は「0 点」とする。
9.3.3 試験課目 「ボートからの救助器具水中運搬」 (距離 40m)	
使用器具及び要員	モーターボート 1 艘と操舵要員 1 名 オール付き手漕ぎボート 1 艘と操縦要員 1 名及びウェットスーツ装着要員 1 名 ロープ付き救出具 1 個
使用可能な声指符	任意の声指符の重複使用が認められる
実施要領	受験犬指導手チームはモーターボートに乗船する。 沖合 40m を岸と並行に航行するモーターボートから要員が水中に落ち、溺れる演技をする。モーターボート操舵要員はこの事態に気が付くことなく航行を継続する。指導手は疑似要救助者に向かって救助器具を水中に投擲する。指導手指示にて犬は水中に飛び込み救出器具元へと泳ぎ、装着ロープを咥えながら疑似要救助者の元へと水中運搬する。 疑似要救助者が救助器具を掴み次第、犬は自主的に疑似要救助者をモーターボートへと水中牽引する。モーターボートより救出可能な距離に疑似要救助者が到達次第、乗船要員が必要な救出処置を行う。指導手は犬を呼び寄せ、乗船モーターボート内へと引き上げ、当試験課目作業を終了する。
評価方法	ロープ保持またはロープを放す、水中飛び込み、ボートへの接近、引き上げ時の失敗は相応の減点がされる。 犬が要救助者の水中牽引を拒絶した場合、当試験課目得点は「0 点」とする。

9.3.4 試験課目 「ボートからの水難者救出牽引」 （距離 40m）	
使用器具 及び要員	操舵要員 1 名とモーターボート 1 艘 ウェットスーツ装着要員 1 名
使用可能 声指符	重複する任意声指符使用が認められる。
実施要領	受験犬指導手チームはモーターボートに乗船する。 沖合 40m を岸と並行に航行するモーターボートから要員が水中に落ち、静かに浮遊する演技をする。操縦要員はこの事態に気が付くことなく航行継続する。 指導手指示にて犬は水中に飛び込み疑似要救助者の元へと泳ぐ。犬は救命胴衣または取手付き水中作業用ハーネスを装着している。犬の救命胴衣の取手を掴める距離まで犬が近づくまで疑似要救助者は静かに浮遊する。その後、犬は疑似要救助者を自主的にモーターボートへと水中牽引する。救出可能な距離に疑似要救助者が到達次第、乗船要員が必要な救出处置を行う。 指導手は犬を呼び寄せ、乗船するモーターボート内へと引き上げ、当試験課目作業を終了する。
評価方法	犬が疑似要救助者の元へ最短距離にて泳がない、最短距離にて水中牽引を実施しない、水中飛び込みやボートへの接近及びボート引き上げ中に失敗があった場合、相応の減点とする。 水中牽引の拒絶や疑似要救助者を負傷させた場合、当試験課目得点は「0 点」とする。
9.3.5 試験課目 「自走不能ボートの水中牽引」 （距離 40m）	
使用器具 及び要員	モーターボート 1 艘、乗船人数最低 2 名 モーターボートには先端が太い、全長約 5m の着岸ロープが固定 岸部に印された作業開始地点
使用可能な 声指符	重複する任意声指符使用が認められる。
実施要領	救助犬指導手チームは岸辺に印された作業開始地点から沖合へ 40m 離れたモーターボートに乗船する。指導手指示で犬は水中に飛び込む。 モーターボートに固定されているロープ端を指導手によって渡された犬は、ロープを咥えながらモーターボートを岸辺に印された地点に向かって水中牽引する。モーターボートが目標地点に到着後、要員が接岸作業を行う。指導手は犬を呼び寄せ、犬が近寄り次第、指導手は犬をモーターボート、または栈橋に引き上げ、当試験課目作業を終了する。
評価方法	犬が最短経路で岸辺の目標地点に向かって水中牽引を実施しないまたはロープを迅速に咥えない場合、相応の減点とする。 規定上の水中牽引距離二分の一の距離が実行され、最終的にボートが岸辺の目標地点に到達しなかった場合、当試験課目評価は「M-評価」とする。 水中牽引距離が全長の半分に満たない場合、当試験課目得点は「0 点」とする。